

会報

かごしま

Kagoshimaken Land and House Investigator Association

2012 新春 第81号



土地家
屋調
査士



鹿児島県土地家屋調査士会

土地家
屋調
査士



大藏省の境界石杭



日本専賣公社の境界石杭

表紙画像について

大口筋

主要街道（薩摩では街道を筋と呼ぶ）のうち、鹿児島城下より北上し重富―帖佐―加治木―横川―大口―熊本県まで、全長約70kmの街道。

大口筋 白銀坂

始良市脇元から鹿児島市牟礼ヶ岡までの約3kmの石畳の坂道。高低差が300m以上あり、中腹には「七曲り」と呼ばれる急勾配の箇所もある。

急な坂道部分は石畳が敷かれているが、平坦部には石段を部分的に設けているのが特徴。「歴史国道」に選定されており、ハイキングコースとしての利用も多い。

年 新 賀 謹

監							理						常任理事		副	会	
事							事								会	長	
上	岩	町	名	岸	淺	中	田	福	桐	小	宮	真	恒	福	磯	碕	谷
山	下	田	越	良	井	元	中	元	原	川	脇	砂	吉	崎	端	山	口
光	晴	重	重	博	逸	久	亮	文	茂	兼	謙	公	博	秀	強	洋	正
則	夫	孝	廣	文	郎	士	一	治	太	義	舟	一郎	久	一	志	太郎	美



土地家屋調査士倫理綱領

1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

(職責)

法第 2 条 土地家屋調査士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

(会則等の遵守義務)

会則第 88 条 会員は、本会の会則、規則、支部規則及び総会の決議並びに連合会会則を守り、本会の秩序の維持に努めなければならない。

(研修の受講)

会則第 86 条 調査士会員は、本会及び支部並びに連合会及び連合会会則第 27 条で定めるブロック協議会が実施する研修を受け、その資質の向上に努めなければならない。

2 調査士会員は、業務を行う地域における土地の境界に関する慣習及びその他の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。

3 調査士法人は、社員である調査士が第 1 項の研修会に出席できるよう配慮しなければならない。

目 次

会長あいさつ	会 長	谷 口	正 美	……………	1
鹿児島地方法務局長ごあいさつ	鹿児島地方法務局長	竹 村	政 男	……………	3
年男年女特集					
年頭挨拶	鹿児島支部	大 津	辰 郎	……………	5
還暦	霧島支部	家 村	信 弘	……………	6
会員のひろば					
囲碁に学ばー 2 ー	鹿児島支部	小野原	憲 人	……………	7
ADR のかたち	霧島支部	竹 下	静 雄	……………	8
筆界調査委員の在りかた	霧島支部	藤 田	勝 一	……………	9
調査士と定年	出水支部	下 菌	正 幸	……………	1 4
小さな旅	出水支部	中 村	数 喜	……………	1 5
奄美紀行	鹿児島支部	谷 口	正 美	……………	1 6
GPS ボランティアに参加して	大隅支部	又 木	秀 幸	……………	1 9
こんな女性調査士でやってきました	大隅支部	中 村	藤 子	……………	2 0
リレー ある調査士の呟き 第 1 回	霧島支部	狹 山	靖 裕	……………	2 1
セピア色の思ひ出	鹿児島支部	谷 口	正 美	……………	2 3
事務所訪問	鹿児島支部	大 田	修 司	……………	2 5
会務報告				……………	2 6
各部だより					
総務部	総務部長	福 崎	秀 一	……………	2 8
財務部	財務部長	恒 吉	博 久	……………	2 8
業務研修部	業務部長	真 砂	公一郎	……………	2 9
	研修部長	宮 脇	謙 舟	……………	3 0
広報部	広報部長	桐 原	茂 太	……………	3 1
社会事業部	社会事業部長	小 川	兼 義	……………	3 1
支部だより					
鹿児島支部	鹿児島支部長	宮 脇	謙 舟	……………	3 3
霧島支部	霧島支部長	桐 原	茂 太	……………	3 3
川内支部	川内支部長	田 中	亮 一	……………	3 4
出水支部	出水支部長	中 元	久 士	……………	3 5
鹿屋支部	鹿屋支部長	浅 井	逸 郎	……………	3 6
熊毛支部	熊毛支部長	名 越	重 廣	……………	3 6
大島支部	大島支部長	町 田	重 孝	……………	3 7
境界問題センターかごしまだより	センター長	鳥 越	健	……………	3 8
公嘱協会だより	理事長	小野原	憲 人	……………	4 1
政治連盟だより	会 長	坂 元	均	……………	4 2
青調会だより	会 長	野 崎	真 也	……………	4 4
お知らせ					
法務局からのお知らせ					

新年のご挨拶

会長 谷口 正美



皆様、新年明けましておめでとうございます。平成24年の幕開けを心新たにお迎えのこととお喜び申し上げます。また、日頃から本会の会務運営に際しましては、ご支援ご協力を賜り心から感謝申し上げます。

昨年は、東日本大震災、近畿地方の土砂災害、奄美地方の集中豪雨等々大規模な自然災害が発生し、また、福島第一原子力発電所の事故では、原子力発電の安全神話が崩壊し、目に見えない放射能の脅威にさらされ、自然の怖さを思い知らされた一年でした。引き続き、会員の皆様には、東日本大震災及び原子力災害の復旧・復興へ向けたご協力とご支援をお願いいたします。

さて、支部単位の出張研修として実施いたしました第2回会員研修会（11月4日（金）熊毛支部、11月11日（金）川内+出水支部、11月12日（土）鹿児島+南薩支部、11月18日（金）鹿屋+大隅支部、11月19日（土）霧島支部、1月11日～14日大島支部）では、多くの支部会員の皆様の出席をいただいて有意義な討議ができましたことを感謝申し上げます。提案いたしました「全員総会」につきましては、特に反対意見はありませんでしたので、実現に向けて会則及び諸規則の改正案を作成しており、3月の理事会を経て、皆様に正式にご提案することとなります。また、比例会費につきましては、平成24年度中に結論を出したいと考えています。

最近の業務発注につきまして、県下には指名入札を採用している市町村があると聞き及んでいます。この入札の方法に誤解を生じませんように、日本土地家屋調査士会連合会発行のリーフレット「公共調達における専門家活用についての質問です。」を利用して改めてご説明いたします。

これによると「表示に関する登記に必要な調査・測量・申請手続の代理業務（土地家屋調査士法第3条第1項の業務）は土地家屋調査士（個人事務所）、土地家屋調査士法人、公共嘱託登記土地家屋調査士協会以外の者が業として行うことができません。」とあります。また、注意1によると、「一般の株式会社、有限会社等は、「不動産登記法に必要なとされる業務」を受託することはできません。（代表者が土地家屋調査士の場合、または、従業員として土地家屋調査士がその会社に在籍している場合でも、受託することはできません。）」とあります。



九州農政局の入札公告では、競争に参加する者に必要な資格等に関する事項として、「土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定による、公共嘱託登記土地家屋調査士協会又は、土地家屋調査士会に入会している土地家屋調査士法人若しくは土地家屋調査士であること。」と明記してあります。このことは、日本土地家屋調査士会連合会が中央官庁と協議した結果であり、このように「表示に関する登記に必要な調査・測量・申請手続の代理業務（土地家屋調査士法第3条第1項の業務）は土地家屋調査士（個人事務所）、土地家屋調査士法人、公共嘱託登記土地家屋調査士協会以外の者が業として行うことができない。」ことを入札広告に明記していない入札は、土地家屋調査士法に抵触することとなります。

代表者が土地家屋調査士の測量会社が、登記を含めた業務の発注を役所から受けて、分筆や地積更正などの登記業務をすることは、「非調査士等との連携の禁止違反」として、「業務停止3ヶ月」の懲戒処分を受けた事例もあります。また、従業員として土地家屋調査士がその会社に在籍している場合（雇用調査士）も、その土地家屋調査士（雇用調査士）もまた、「非調査士との連携の禁止違反」で懲戒処分の対象となるおそれがあります。

そこで、関係官庁の皆様には、不動産登記法及び土地家屋調査士法の趣旨をご理解いただき、くれぐれも業務を処理した土地家屋調査士が懲戒処分の対象にならないような入札制度を構築していただきたいと存じます。また、会員の皆様がこのような入札資格を明記していない入札公告を発見された場合は、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と連携して対応いたしますので、本会に連絡をお願いいたします。

まだまだ日本経済は低迷の様相を呈していますが、土地家屋調査士制度の充実発展のために頑張りましょう。

本年もよろしく願いいたします。

入札公告	
下記のとおり一般競争入札に付します。	
平成23年11月9日	
支出負担行為担当官 九州農政局長 古村 肇	
記	
1. 競争入札に付する事項	
(1) 件 名	平成23年度国有農地測量・境界確定促進委託事業（長崎県）
(2) 履 行 内 容	別添仕様書のとおり（詳細は別途交付する入札説明書による）
(3) 履 行 期 間	契約締結の日から平成24年3月9日（金）まで
(4) 履 行 場 所	成果品提出先 九州農政局経営・事業支援部構造改善課
【対象地の所在 長崎県長崎市、松浦市、雲仙市、五島市及び壱岐市地内】	
2. 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項	
(1) 土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定による、公共嘱託登記土地家屋調査士協会又は、土地家屋調査士会に入会している土地家屋調査士法人若しくは土地家屋調査士であること。	

ごあいさつ

鹿児島地方法務局長 竹村 政男



新年、明けましておめでとうございます。

鹿児島県土地家屋調査士会の会員の皆様におかれましては、お元気で新年を迎えられたことと拝察し、心からお慶び申し上げます。

また昨年中は、法務局業務の適正・円滑な遂行につき格別の御支援・御協力を賜りまして誠にありがとうございました。改めて厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返り、まず思い起こされるのは、3月11日午後2時46分頃に発生した「東北地方太平洋沖地震」、それによって引き起こされた「大津波」と「福島第一原子力発電所事故」です。

この大地震と津波により、生活の基盤となる建物が倒壊・流失し、地盤のズレも生じたため、地図復旧を必要とする地域が多数発生しましたが、その復興の過程において、土地・建物に関し、豊富な知識と経験を有している土地家屋調査士の専門的知見は必要不可欠のものであり、日本土地家屋調査士会連合会において「大規模災害復興支援対策本部」が設置され、法務省と連携していち早く活動されていますことに、心から敬意を表します。

また、この東日本大震災で被災された方々や関係者の皆様には、一日も早い復旧・復興が実現し、新たな年を真に笑顔で迎えられることを心から願ってやみません。

この地震以外にも、四国、近畿及び東海地方を襲い、大規模な土砂災害を発生させた台風被害もあり、まさしく、自然の驚異をまざまざと見せつけられた1年でありました。

しかしながら、大震災や台風被害で家族の大切さを感じ、日本全国で助け合いの輪が広がった結果、日本人の心に、2011年「今年の漢字」にも選ばれた「絆」という言葉が強く刻まれた1年でもあったと思います。

さて、法務局においては、昨年3月末までに、全国的に新登記情報システムへの切替え及び地図情報システムの導入が完了し、登記行政の長年の懸案であった登記事務のコンピュータ化が一応の完成を迎えました。同時に、登記事務のコンピュータ化を目的とした登記特別会計が一般会計へ統合されるなど、大きく転換した1年でした。

このような情勢の中で、現在、オンライン申請手続の利用促進、地図情報システムの円滑な展開、登記所備付地図作成作業、筆界特定制度の運用、和紙公図及び閉鎖登記簿の電子化作業、商業・法人登記事務の集中化、乙号事務の包括的民間委託など、様々な課題に取り組んでいるところです。

オンライン申請の利用促進については、昨年8月3日に、これまでの取組を見直して、国民側の視点であるサービスの品質の向上に重点を置いた「新たなオンライン利用に関する計画」が政府のIT戦略本部で決定されております。

この新計画の中において、法務局における申請手続は、旧計画と同様、広く国民や企業から利用されている重点手続に分類されており、これからも更なる利用率拡大のため、引き続きオンライン申請利用促進に向けて積極的に取り組んで参る所存でございますので、会員の皆様の特段の御理解と御協力をお願いいたします。

筆界特定制度は、筆界に関する紛争を速く、安く解決する有効な手段として、運用開始当初から全国の登記所において予想をはるかに上回る申請があり、当局におきましても、昨年末日現在で188申請295件の筆界特定申請が提出されております。この出件状況は、筆界特定制度に寄せる国民の期待と関心の高さを示しております。

この筆界特定事件の処理に関しまして、筆界に関する専門的知識を有する土地家屋調査士の皆様には、大変御尽力をいただいております、改めて御礼を申し上げます。今後とも、皆様には筆界調査委員として、また、筆界特定の申請手続の代理人として、なお一層の御支援と御協力をお願いいたします。

地図整備につきましては、平成22年度からの「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」に基づき、これまで以上に強力に推進しているところであります。

当局におきましても、平成16年度から8年連続で、地図作成作業に取り組んでおり、本年度は、鹿児島市玉里団地一丁目の地域、面積にして約0.41平方キロメートル、約1,330筆の地域を対象地区として実施したところであります。

さらに、本年は、法務局の行政サービスの向上を図ることを目的として、2月12日(日)に、全国の法務局・地方法務局の163か所において、「全国一斉!法務局休日相談所」を開設いたします。当局も貴会の御協力をいただき鹿児島県内6か所において開設いたします。

法務局や土地家屋調査士を取り巻く情勢は、時代の要請とともに、めまぐるしく変動し、多様化してきております。登記制度が、私法秩序の基盤としての役割を十分に果たすとともに、取引社会のニーズに的確にこたえ、信頼される制度としてこれからも発展していくためには、表示に関する登記において国民と法務局を結びつける土地家屋調査士の存在は必要不可欠のものであり、土地家屋調査士会と法務局が「絆」を持って、登記制度の両輪となり、社会に貢献していかなければならないと考えますので、会員の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに当たり、貴会の一層の御発展と併せて会員の皆様方のますますの御健勝と御活躍を心より祈念申し上げまして新年のごあいさつとさせていただきます。

年男年女特集

年頭挨拶

鹿児島支部 大津 辰郎



昨年は、東北地方大震災等いろいろと日本を揺るがす出来事が多い年でありました。そして新年を迎え、気持ちは複雑でなりません。

昭和63年に開業し、既に24年が経過致しました。開業時は、日本列島改造が大方過度期を向かえても、まだまだ後5年は続くだろうという様な景気はそう悪い状況ではなく、幾度となく不景気も襲ってきましたが、近年の不安定な世界情勢、日本における政府不振は今日を迎える中で、まさしく驚異の時代を迎えたとしか言いようがありません。しかし、日本復興を願う国民の一致団結した行動は、何より心の底から勇気と活力を与える何にも代え難い日本人魂を奮い立たせるかけがえのない賜ではないでしょうか。

私達の業務においても、環境的に決して良い状況であるとは言えません。これまで幾度の失敗と挫折を重ねながら、地域と一体となり、築く喜びを教えてもらい、また、情報化時代を迎え、業務の傍らゴルフ、会議を通して学ぶことができたのは、良き環境に恵まれ、良き諸先輩方に支えられたおかげであります。一人でなく、個々の集まりにより今日を築いて下さった方々に、今は感謝の気持ちでなりません。

最近、身体を気遣う方々が多く、私自身も今日年金に手の届く年齢になり、健康には十分気遣っておりますが、気持的にはまだまだ若者には負けられない気持ちで、業務にスポーツに取り組む思いであり、ゆっくりできる年代はまだまだ先と考えております。今日を第2のステップとして、今後邁進するつもりであります。

簡単ではありますが、皆々様も龍のごとく頂点目指し頑張ってください。

平成24年 元旦



還 暦

霧島支部 家村 信弘



新年、明けましておめでとうございます。今年は年男で還暦となりました。48才の年男の時に「会報かごしま」の原稿を書いたのをこの前のようにはっきりと思い出されます。とにかく、開業してから今日まで毎日が矢のように過ぎてきたのを実感するのみです。地方で事務所を開いていると、地域の行事や地域の役職が山のように回ってきます。子供が小さい時はPTAに始まり、地域の青年会議所・商工会議所や各種団体の役職をこなしていかなければなりません。業界の役職も順番で回ってきます。おそらく、地方の多くの先生方も多かれ少なかれ同じようなものだと思います。自分自身の業務も大変なのに、多くのボランティアをしなければなりません。いったい何をやっているのだらうと思いつつ、気がついたら還暦の年になっていたということだと思います。

さて、霧島青年会議所にはOB会であるシニアクラブがあり、会を挙げて毎年60才の還暦のお祝いを行っています。赤いちゃんちゃんこを着せられてひな壇へ座らされ、皆からいろいろお祝いの言葉をかけられる儀式です。前回の4月に行われた先輩の還暦祝いの時に来年は自分たちの年代だと思っていたのですが、実感は全く湧いてこなかった。60才は今の時代は老人ではなく壮年とも言われる。自分もそう思っているし、還暦祝いは単なる通過点の儀式としか思えないです。

この何年かの間に気づいたことがあります。鹿児島県出身の歌手で吉田拓郎の歌に「いまだ人生を語らず」があります。30年以上前の歌です。当時は自分も若かったですが、人の生き方については少しは分かっているつもりでした。50才位になったらもっとしっかりとした大人になるんだろうと思っていた。しかし、現実とは全く違いました。還暦の今日まで、年を重ねるごとに不可解なことが増えてきます。あと10年して自分が古希になっても、たぶん人生は語れないと思います。少なくともそのことは現時点では悟れたような気がします。

最近、自分の先輩方に「よしなにしてください」とよく言われます。何もかも任せる言葉です。あえて自分の知識や経験を強要しない境地でしょうか。いずれ自分も近い将来にそんな先輩方の境地になるのかと思ったりしますが、まだ先のことにしたいです。今後も、理想と情熱だけは強く持ち続けたいと思っています。

会員のひろば

囲碁に学ぶー2ー

鹿児島支部 小野原 憲人



前号で、囲碁には私達が生きて行く上で参考になる事がたくさんあるという事を書きましたが、以下のような内容でした。

1. 間合いをとる。
2. 勝ちを得る。
3. 潔く負けを認め、なぜ負けたのか反省する。

これに加えて戦っている本人が一番良く考えているので、脇から口を挟んではいけないというものでした。

話をもう一つ進めて、囲碁に強い人とはどういう人かということ、勝ち数の多い人、勝率の良い人といったことになります。もちろん前回の記述にあるように、プロの世界からアマチュアの世界まで色々なレベルがあります。

プロの世界に“名人”、“本因坊”というタイトルがあります。

日本の囲碁史上では有名な本因坊秀策という人がいます。

プロの棋士達はこういったタイトルを目指して日々精進しているといえます。

ここでもう一度、囲碁とはどういうゲームかということについて述べます。

野球、サッカー等のスポーツは途中で点数が明確であり、その時点での勝ち負けの判断が出来ます。これに対して、囲碁は黒持ち、白持ちといった言葉があり、見る人によっては黒が優勢、あるいは白が優勢と判断が分かれることがあります。力量の近い者同士の対局程、このようになります。

このような中で形成判断にたけている人が本当に強いのではないかというのが私の見解です。

白石と黒石が入り乱れる囲碁のゲームでは、途中でどの程度（何目ぐらい）勝ちそうだと判断するには棋力が必要です。私達のレベルでは、最後まで並べて、そして計算して一目勝ち、二目勝ち、あるいは五目勝ち負けという終了の仕方になります。

これに対して棋力があるほど早く判断が出来ると言えます。

布石でリードといった言葉が有り、序盤戦が問題になる場合もあります。そして急場、大場といった言葉も有るように、急を要する所を先に打つ、その次には一目でも先に大きい手を打っていきます。盤上では、三線、二線、一線と寄せて行きます

この一連の中で、私達の日常に役に立つもの、考え方があります。

それは日々の生活、特に仕事の中でなすべきことに、優先順位をつけるという事があります。

生活していれば常に問題が押し寄せてくるといえます。想定外といったものもあります。

災害が発生した場合に、まず逃げる。あるいは家族を助けに行く。財産（お金等）を取りに帰る。これらも状況を的確に判断した上での行動の選択となります。時間に余裕がなければ家族でさえ見捨てて逃げるという選択を取らざるを得ないでしょう。

仕事に関しても同様なことが言えます。時と場合によっては全ての事をさておいて没頭しなければならないことも皆さん経験されていると思います。

おかれた状況を的確に判断できるか、事柄の大小を峻別して処理していけるか、その人の能力を問われます。

囲碁でも途中で負けていると判断した場合は、状況を打開する為に無理と思われる手を打つこともあります。そのまま行って負けると分かっているのに続ける愚かな人はおりません。逆に、相手はその無理をとがめる技量が要求されます。簡単に無理を通されるようでは勝負になりません。

次々と変化する状況に対応できるかという事です。是非、皆様にも囲碁を覚えていただき、楽しさを体験していただければと思います。

現代ではタイトル戦などは瞬時に世界中に流れて行きます。そして研究されます。そういった中で、勝ち続けることは非常に難しいことだと言えます。

又、“名人”、“本因坊”といったタイトル戦は末永く棋譜が残り後世の手本とされます。おかしな手は打てません。非常に辛い立場にいるといえます。

ただ、ひたすら最善をつくすということにつきます。

私達も日々の生活、業務に同様な姿勢で臨みたいものです。

以上

「ADRのかたち」

霧島支部 竹下 静雄



土地家屋調査士会のADRについて、私の意見を述べてみたいと思います。

まず、利便性を考慮し開催場所と日時を工夫してみてもはどうだろうか。

土地家屋調査士会のADRは鹿児島市で行われるので、地方在住の申立人及び相手方はその都度出掛けて行かなければならない。一方、司法型ADRである調停は県内に多くの簡易裁判所があり、各地で調停が行われている。そして行政型ADRである筆界特定制度は法務局の支局でも取り扱っており、これもよく利用されている。土地家屋調査士会のADRについても、少なくとも支局単位で開催できないだろうか。さらに調停期日については土曜日、日曜日等の休日開催にしてはどうだろうか。司法型、行政型のやっていない新しいADRのかたちである。調停実施者である土地家屋調査士の負担が重くなることが予想されるが、なかには月1回程度なら平日より出席しやすいとの声が出るかもしれない。

それから、民間型ADRのうち土地家屋調査士会のADRだけ、その代理には弁護士との共同受任が義務付けられている。日頃疎遠な弁護士とはやりにくいとの意見があるが、もっともなことである。仮に土地家屋調査士単独での代理ができることになっても、代理人による申立はそんなに多くなれないかもしれないが土地家屋調査士のモチベーションは確実にあがると思う。そして利用者の費用負担も共同代理より単独代理の方が軽くなるはずだ。名実ともに「土地家屋調査士の、土地家屋調査士による」ADRにするために単独代理権は是非とも欲しい。政治連盟に頑張ってもらいたい。

最後に、各会員がクライアントに自信を持って推奨できるADRに発展することを心より願っています。

筆界調査委員の在りかた

霧島支部 藤田 勝一



本件、在りかたをテーマとしてレポート作成しますが、実際の調査内容が分からないことには具体例に掛けるため委員以外の会員には馴染めないと考えますので、筆界調査に即した事案について架空所在、架空固有名詞を使って作成してあります。

先ず、最初に出てくる馴染みの無い用語で、期日があります。「立ち会いは5月10日で現地に於いて13時から行います。」と筆界特定登記官から発せられる、立会・打合わせの日時場所を総称して『期日』といいます。

【筆界特定意見書】

意見の内容

対象土地甲と対象土地丁及び対象土地戊との筆界は、別紙筆界特定意見書図面中、K22点とK230点及びK101点を順次直線で結んだ線であると特定するのが相当である。

意見の理由

第1 事案の概要

1 事案の骨子

本件は甲地の所有権登記名義人である申請人が平成元年に調査が行われた国土調査（以下「本件地籍調査」という）において筆界未定地となった甲地と丁地及び戊地との筆界の位置について、筆界未定を解消したいとして、筆界特定の申請に及んだものである。

【筆界特定の申請に及んだ具体的な理由を記載することになります。】

2 対象土地及び関係土地の状況

- (1) 対象土地及びその周辺土地は、国道10号線下六本木バス停から約250メートル南に位置する原野及び山林である。
- (2) 甲地は、登記記録上の地目は山林であるが、現在は原野となっている。
同地はおおむね平坦であるが、南側は傾斜地となっており、同地の北側は、通路となっている。
甲地の東側に位置する丁地及び戊地の登記記録上の地目及び現況は、山林となっている。
丁地の所有権登記名義人は、東京太郎（以下「関係人東京」という。）、戊地の所有権登記名義人は、有楽二郎（以下「関係人有楽」という。）である。
- (3) 甲地の北東側に位置する霧島市隼人町六本木字神宮9728番の土地（以下、霧島市隼人町六本木字神宮所在の土地は地番のみ表示する。また、9728番の土地は「関係土地丙地」という。）の所有権登記名義人は、新橋ユウ子（以下「関係人新橋」という。）であり、登記記録上の地目は山林であるが、現況は原野である。甲地の南側に位置する9729番（以下「関係土地5」という。）の所有権登記名義人は、浜松五郎（以下「関係人浜松」という。）であり、登記記録上の地目及び現況は、山林である。
- (4) 対象土地付近には、別紙筆界特定意見書図面中、K98点（以下、別紙筆界特定意見書図面記載の点については符号のみを表示する。）、K22点、K18点、K52点、K103T

点及びK23点にプラスチック杭が、K128T点に金属鋌がK21点、K20点及びK272点にコンクリート杭が設置されている。

【対象土地・関係土地の位置関係及び現在の状況、筆界点の種類・状況、登記記録について調査し記載する。】

3 対象土地の沿革

対象土地周辺の筆界は、明治初期の地租改正事業の過程で形成されたものである。丁地及び戊地は、昭和51年3月17日、9728番1から分筆（以下「昭和51年分筆」という。）されている。

対象土地周辺の土地は、本件地籍調査の成果が平成3年8月23日に登記されているが、対象土地を含む78筆が筆界未定となっている。

また、甲地の北側周辺の土地は、昭和56年8月4日、国土調査（以下「昭和56年地籍調査」という。）による成果が登記されている。

【現在の対象土地が形成されるまでの履歴を調査し記載することになります。】

4 関係資料

(1) 地図及び閉鎖された地図に準ずる図面

鹿児島県方法務局霧島支局(以下「管轄登記所」という。)には、対象土地の地域に関して、不動産登記法第14条第1項に規定する地図(以下「本件地図」という。)が備え付けられている。また、本件地図の備付けにより当該地域の不動産登記法第14条第4項に規定する地図に準ずる図面(以下「本件公図」という。)は、閉鎖されている。

(2) 地積測量図

管轄登記所には、甲地についての地積測量図は備え付けられていないが、丁地及び戊地については、昭和51年分筆の際の地積測量図(以下「昭和51年測量図」という。)が備え付けられている。

(3) 空中写真

対象土地を含む付近一帯に関しては、

昭和22年10月11日米軍撮影(以下「昭和22年空中写真」という。)

昭和40年9月20日国土地理院撮影(以下「昭和40年空中写真」という。)

昭和50年1月14日国土地理院撮影(以下「昭和50年空中写真」という。)

平成18年5月24日国土地理院撮影(以下「平成18年空中写真」という。)

の空中写真が存在する。

【法務局からは、市町村に自治体が抱えている地籍調査をしたときの関係資料の提出を求める事が出来ます、地籍調査現場で作成された調査素図等が出てきますから、地籍調査担当職員が聞き取りや筆界調査測量した文書・図面等に基づいて容易に国土調査の状況が把握出来、筆界未定に至った様子が判明します。空中写真は撮影年代毎に地勢が変遷している事は確認出来るが筆界点、筆界線については判読困難であり、期日のときに利害関係人に筆界線の説明をすることは不可能だと思います。】

5 申請人及び関係人の主張

(1) 申請人の主張

申請人は、本件筆界について、甲地の元所有者であり申請人代理人でもある田町八郎が甲地を競落する際に裁判所から示された本件実測図のとおりであると主張する。

(2) 関係人新橋の主張

関係人新橋の代理人品川六郎は、筆界がどこにあるか、また、隣接土地がどの地番であるのか分からないと主張する。

(3) 関係人大崎の主張

関係人大崎は、現地にある境界標のとおりであると主張する。

(4) 関係人五反田の主張

関係人五反田は、期日を定めて同人の主張を確認しようとしたが、期日には出席しなかった。

(5) 関係人目黒の主張

関係人目黒の相続人である恵比寿真里は、本件地籍調査のとおりであり、境界標が筆界点の位置を示していると主張する。

6 本件筆界の特定

(1) 本件地図及び閉鎖された本件公図の検討

甲地、丁地及び戊地は、本件地籍調査において筆界未定となっている。

しかしながら9728番4、関係土地丙地、丁地及び戊地以外の甲地の隣接地は、本件地籍調査及び昭和56年地籍調査並びに平成8年9月18日、9728番1についての地図訂正及び地積更正(以下「平成8年地図訂正地積更正」という。)及び同所同番92についての昭和56年9月22日の地図訂正によって、筆界が確認されている。

本件公図においては、方位の記載はないが本件地図の地番の配列から、甲地の東側は丙地のみが隣接しており、西側は9730番1及び9731番4が、南側は関係土地5が隣接している。したがって、本件地図においても、9730番1及び9731番4の東側かつ関係土地5の北側に隣接する部分が甲地であると考えられる。

なお、本件地籍調査の際の資料(以下「本件地籍調査資料」という。)では、甲地部分は地番が付され、本件筆界については、測量されており、甲地の東側隣接地は、白地9及び白地12となっている。しかしながら、甲地が筆界未定になった理由は、不明である。

(2) 地積測量図の検討

昭和51年測量図において、丁地及び戊地の西側隣接地については、地番の記載がないが戊地の北側隣接地は、関係土地丙地との記載がある。

同測量図と本件地籍調査資料及び本件実測図とを比較すると土地の位置は一致している。また、戊地の西側辺長については、不動産登記規則第10条第4項及び同第77条第5項に規定する精度区分乙2の許容誤差(以下「公差」という。)の範囲内である。

一方、丁地西側辺長については、公差の範囲を超える。同地の南側は、関係土地5又は9733番に隣接すると思われるが、両土地とも本件地籍調査において筆界が確認されている。

したがって、丁地の南西端点は、関係土地5又は9733番の北側筆界線に結合すると考えられるが、昭和51年測量図においては、西側辺長が地籍調査資料に比べ1.11メートル短い。

丁地の南西端点付近は、傾斜地であり、計測を誤った可能性がある。

(3) 境界標識の検討

昭和51年分筆及び平成8年地積更正登記時に埋設された、R23点、K101点、K230点、K22点、K23点、K103T点及びK52点にプラスチック杭が設置してあることを渋谷調査士が確認している。今回、現地の測量を行った結果、このうち、R23点、K101点及びK230点にあったとするプラスチック杭は、亡失しているが、存置している杭については、上記各点は移動していないことが認められた。

また、K98T点及びK18点のプラスチック杭、K128T点の金属鋲並びにK21点、K20点及びK272点のコンクリート杭については、いずれも設置者及び設置時期が不明である。しかしながら、上記境界標識の位置が、本件地籍調査資料のそれと公差の範囲内であることから、上記境界標識は、本件地籍調査で観測された点上に設置されているものと考えられる。

また、今回現地の測量を行った結果、上記各点は移動していないことが認められた。

なお、K21点及びK20点のコンクリート柱の近傍には、本件地籍調査時に設置されたと考えられる木杭が抜かれた状態であったことから、9733番の所有権登記名義人である関係人原宿が、木杭に替えて、コンクリート杭を設置したものと思われる。

対象土地甲地の本件実測図作成時に確認できた、K131点、K81点、K106点、R23点、K101点及びK230点については、建設機械で掘り返されて亡失している。また、K19点については、巨樹の風倒木により亡失している為に本件筆界特定では確認出来ない。

(4) 空中写真の検討

空中写真は、撮影当時における現地の状況を知る上で有効な資料である。

対象土地付近の土地の形状について、昭和22年空中写真、昭和40年空中写真、昭和50年空中写真及び平成18年空中写真では、林相によって占有状況が区画されていることが確認でき、本件地籍調査資料及び本件実測図とを比較すると上記の区画は、同資料等における甲地と丁地及び戊地とおおむね一致していることが認められる。また、関係土地丙地と戊地についても同様におおむね一致していることが認められる。

(5) 対象土地の検討

前記(1)のとおり、本件公図において、甲地の東側に隣接する土地は、関係土地丙地のみである。しかしながら、空中写真による占有状況及び本件地籍調査資料並びに以下のとおり地租改正時における面積と実測等の面積の比較から、甲地の東側に隣接する土地が丙地のみであるとする関係土地丙地の現況面積が更に倍以上となることから、本件実測図のとおり、甲地の東側に隣接する土地は、北から関係土地丙地、戊地及び丁地であると考えられる。

土地	地租改正時面積	実測等の面積	実測の資料又は方法
甲地	3, 735	3, 551	本件実測図
丙地	661	1, 760	昭和51年測量図に關係土地丙地の 実測した西側辺長を記入しプラ ニメータで読み取った面積
9733番	5, 639	7, 095	昭和51年測量図

単位は全て平方メートルである。

(6) 本件筆界の特定

本件筆界は、地租改正時において創設的に形成されたものである。

本件対象土地は、筆界未定となっているが、本件地籍調査資料では本件筆界は、測量されており、前記5のとおり空中写真撮影時の占有関係ともおおむね一致する。また、同資料は、昭和51年測量図における土地の位置関係ともおおむね一致する。

したがって、本件地籍調査資料、本件地図及び現地に設置されている境界標識に基づいて測量された本件実測図は、最も有力な資料として採用できる。

また、前記(4)から、K22点に設置しである境界標識は移動していないことが認められることから、丁地南西端点は、同点とし、他の本件筆界の各筆界点を同実測図に基づいて現地に復元した。

この結果、本件筆界は、K22点、K230点及びK101点を順次直線で結んだ線である。

(7) 以上のことから、対象土地甲と対象土地丁及び対象土地戊との筆界は、別紙筆界特定意見書図面中、K22点とK230点及びK101点を順次直線で結んだ線であると特定するのが相当である。

【筆界調査委員を二期4年間させて頂きましたが、筆界特定申請が少なく4年間で1件だけ担当することができました。経験と言うには処理事案が少ないのかな】



調査士と定年

出水支部 下 藺 正 幸



過日、同業者のSさんに、あなたは調査士に、定年があると思いますか。それとも定年はないと思いますか。と問うてみました。Sさん暫く沈黙していましたが、やおら口を開いて「調査士に定年があります。断然あるんですよ。」と返事が勢いよくかえってきましたが、紙面に向かいあっている(あなた)は、如何が返事されますか。

仕事のことに、一生懸命でも、リタイア後の自身の生活設計は、後回しになっていませんか。そうした事業主の方々が、引退後の生活設計を考える必要があります。サラリーマン等の給与所得者と国民年金にだけしか加入していない自営業者などの国民年金の第1号被保険者とでは、受け取る金額に大きな差が生じます。この年金格差を解消するための、自営業者などの上乗せ年金を求める強い声が多くあり、国会審議等を得て厚生年金などに相当する国民年金基金制度を先輩たちが、苦労を重ねて創設して戴いたのが土地家屋調査士国民年金基金で、平成3年4月に立ち上げられました。これにより自営業者等の公的年金が2階建てになりました。

長期化する老後に備えて、国民年金でゆとりの生活設計の道が開けてまいりました。

老後の生活には、一体いくらお金が必要なのか、豊りある生活を送るには幾ら必要なのか、それを考える事から(自分の年金)設計がはじまります。土地家屋調査士国民年金基金は、自営業者などの国民年金の第1号被保険者の、多様化するニーズにこたえ、より豊かな老後を過ごす事ができるように、国民年金(老齢基礎年金)に上乗せした年金を受け取るための公的な年金制度です。

老後に必要な生活費としまして、総務省統計局の家計調査によると、高齢者世帯夫婦の支出は、月額約27万円、これに年金給付が始まる65才(男性)の平均余命、約18年を掛けると、5800万円の老後資金が必要になります。一方、国民年金の、満額給付の不足を補う必要があります。

長生きのリスクに備えるという点で、早くから加入することによって多くのメリットがあります。若いうちから始めれば、軽い負担で大きな安心が準備できます。長期化する老後に備えて、国民年金基金でゆとりの生活設計をたて、計画的に老後に備える事が必要になってきています。ご安心ください、50才でも、加入はまだ大丈夫です。年金需給までとわずか、だから年金を増やすなんて無理かな、と思っていらいしませんか。年金基金は、そんな心配は無用です、50才は勿論、59才の方でも加入できます。各自がそれぞれのプランを立てる事が出来ます。遅すぎることはありません。今からでも具体的に考えてみては如何でしょうか。事業主には、見逃せない、掛け金が全額、所得控除の対象になり、セカンドライフの資金計画がたてやすく、国民年金基金は、まさに事業主のための(上乗せ年金)の決定版です。進んで国民年金基金の運用に努めましょう。

小さな旅

出水支部 中村 数喜



2011年は私にとって節目であった。還暦をすぎて早一年、大方の友人は定年退職して自適の生活に入っていた。私はといえば、自由業の身であるので定年などはなく、依然として、いつものように仕事に勤しんでいる毎日ではある。がしかし、心身は自然の摂理、すこしずつ変化を感じるようになったのである。元々体は頑健な方ではないので、自身いたわりながら生活してきたつもりではある。

たとえば、私の家族は妻と3人の子供である。一番下の二女が大学2年生で、もはや家にいない。その二女が家にいたり、妻の母が4年前に亡くなるまで、近所に住んでいたのも、妻はその相手やらで忙しくしていた。その頃はこれ幸いに、妻の相手などせず健康のためと理由をつけて、もともと自然遊びが好きであるので、山行きが多かった。年30回くらいは行っていたと思う。気兼ねせずに出かけていた。二女が大学に入り、家を出て生活するようになり、妻の母が亡くなってから、妻との二人きりの生活が始まった。とたんに、一人での山行きが、後ろめたく、すまないような気がして、かといって彼女は山に行くような人ではないから、少しずつ山行きがなくなった。そのような状況から、運動が足りないと感じはじめた。

また心といえば、もともと本など多く読む方ではないが、集中して読むことがなくなった。若い頃から読んでいた司馬遼太郎を専一に読み直すようになった。何が原因か解らない。今後は司馬作品全てをゆっくり読み直そうと思っている。読み切れるかどうか解らないが。

そのかわりというか、この頃旅行のことを考えるようになった。山行きがなく、本もそれ程でないで、心身を動かさないといけないというので、小さな旅を考えるようになっている。なっているというのは、まだ日が浅いからである。12月のはじめ、熊本～阿蘇と列車の旅をした。阿蘇5岳はうっすらと雪化粧していた。遠い日、学生時代に見た信州の山並みを思い起こさせてくれた。2週間程して今度は阿蘇～大分と九州横断列車に乗った。

この時は日帰りであったが豊後水道のフグを味わった。妻と二人のつもりが、25歳の長女が就職が決まったというので同行した。途中娘とのいさかいもあった。去年は長男とイタリアをはじめ旅行した。10人のパーティ、7日程の旅程である。この時も途中長男との多少のいさかいがあった。考え方、行動が変化しているのかぴったり来ない。それでも旅は何かを癒してくれた。

今後は妻と二人で思いつきの小さな旅をしたいと思っている。自儘な自分であるので、愚痴ったりの旅であろうが、これが家族と感謝しつつ小さな旅をしたい。自由業としての仕事も旅のうちと思いつつ、ささやかな旅をである。

奄美紀行

谷口正美

1月30日で徳之島、沖永良部島、与論島の各法務局出張所が閉鎖され、奄美支局に統合されるということで、大島支部からの「オンライン申請の研修」の要請を受けて4泊5日で奄美大島、徳之島、沖永良部島、与論島の各島を訪れ、オンライン研修以外でも支部会員の皆様の温かい歓迎を受けてきました。その模様を写真でご紹介します。



1月11日

鹿児島 10:55 発→奄美大島 12:00 着
奄美大島行きの72人乗りプロペラ機
ボンバルディア Q-400



奄美大島到着後、空港到着口の横にある鶏飯
(けいはん) ラーメンを食べました。

鶏飯は、ご飯に錦糸卵・蒸し鶏・椎茸・パパイヤ漬などなどをのせて鶏のスープをかけて食べるお茶漬けのような美味しいご飯です。
これはご飯のかわりにラーメンをアレンジしたもので、鶏のスープはあっさりでしたが旨みが深く素晴らしく旨いラーメンでした。

1月12日

奄美大島 9:55 発→徳之島 10:30 着
徳之島行きのプロペラ機 S A A B 340
通路を挟んで右が2人、左が1人シートの
36人乗りです。





1月13日
徳之島9:40発→沖永良部島11:30着
フェリーなみのうえ



沖永良部島 和泊港
マリーンブルーの海が綺麗です。



島の冬は曇りか雨の日が多いので、日の出は朝
焼けでした。



アダンの実です。
与論島行きのフェリーの乗船時刻まで、森先生
に島を案内していただきました。



沖永良部の昇竜洞は、暗黒の地底に展開する全
長3,500mの大規模な鍾乳洞で県指定天然
記念物です。



鍾乳石がキラキラ輝いています。



1月14日

沖永良部島12:00発→与論島13:40着
左が与論島、右奥の島影は沖縄です。



オンライン研修の後は、杯に与論の黒糖焼酎
「有泉」をなみなみと注ぎ、杯を回す人が順々
にお酒を勧め、勧められた人は、飲む前に一言
口上を述べて杯を飲み干す「与論献奉」で歓迎
を受けました。



この写真は、左の親龍の口から気を吸い込み、右の子龍の口から気を吐いており、願い事が叶い、
重い病も治ると言われている、沖先生しかご存じない与論島のパワースポットです。



川畑先生が理事長をされている「介護老人保健施設 風花苑」で美味しい昼食をいただきました。



与論島の沖先生、川畑先生とワンショット

この写真だけでは、観光旅行に行ったみたいですが・・・この写真と写真の間の時間は、オンライン研修をシッカリ実施したことは、大島支部会員の皆さんが証明して下さいますよね。大島支部の皆さん、ありがとうございました。

GPSボランティアに参加して

大隅支部 又木 秀幸



昨年の11月28日から12月2日にかけての5日間、京都大学防災研究所桜島火山観測所主催により桜島周辺のGPS観測が行われ、鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会からも私を含め20名がボランティアとして参加しました。このボランティア参加は2006年から始まり、7回目になったと思います。

今回はこのボランティア活動での作業内容や、私がそれを通じて感じたことを書いていきます。

観測の目的

桜島周辺の地形の変化（主に横の変動）を観測するのが目的です。ちなみに縦の変動調については、既に水準測量で観測済とのことでした。

作業の内容

今回は以下のような流れでした。

- ①機材の運搬
- ②機材の設置
- ③機材の管理（動作チェック・機材の状態チェック・外付バッテリー交換）
- ④機材の回収

①の運搬ですが、観測地点付近まで車で移動できない

場所が多く、駐車場所からかなりの距離を徒歩で移動しなければなりません。機材や外付バッテリーは重いですし、また建物の屋上などロープを利用した機材運搬が必要な個所もあるため、1チームにつき最低3人以上が必要です。

②の設置ですが、設置場所には予め整準台を固定するネジが固着されています。

そこに整準台を固定し、水平調整・高さ計測・アンテナ設置・機器ケーブル及び外部バッテリー接続・動作確認・梱包といった作業を行います。

③の管理では、現地に赴き機械が正常に動いているかの動作チェック・外部バッテリー交換といった作業になります。

④は最終的な動作チェックを行い、機器の回収・固定ネジの保護ナット装着・データ引渡等を行います。

測量の目的が普段の業務とは違うため、通常とは異なった設定をすることはありますが、概ね日常業務と異なる作業をするわけではないことがわかっていただけたと思います。

今までボランティアを重ねて実感しているのが、機材トラブルの多さです。実は初期設定をやっているのが私なのでほぼ私の責任なのですが・・・長時間観測と外部バッテリーの利用で、機材の負担も普段とは違います。今までのトラブルを検証していきながら、同じトラブルを起こさない対策を次回参加までに検討する必要があります。



また今後の課題として、私見ですが参加人数の確保と発信力の強化を考える必要があると思います。

観測の時期が年末・年度末近くにあることが多く、業務の都合上参加したくても参加しにくい時期になっています。これまでの実績を踏まえ、11月後半から12月初めと2月半ばに観測が行われるものとして、早い時期から計画的に参加者を募るべきではないでしょうか？

次に発信力ですが、これまでボランティア活動中に調査士協会として、何回か新聞やTVの取材を受けています。しかしながら、土地家屋調査士という業務をアピールできる絶好の機会なのに、現在のところなかなか成果は上がっていないと感じています。“土地家屋調査士”がボランティアに参加しているのは分かっても、それが普段どんな業務をやっている団体なのかはアピールできていません。取材時にいろいろコメントしたとしても、実際に報道される時には内容の大部分はカットされてしまいます。ですから、それを考慮したうえで新聞やTVが一番視聴者に伝えたいことと、土地家屋調査士という業務をアピールできる部分をカットされることなく発言できる方法（ワンフレーズやキャッチコピー）はないものか？そのようなことを考えています。たとえば学習塾をフランチャイズ展開している公文の「やっててよかった公文式」といったものです。

せっかくの機会です。土地家屋調査士の業務と社会貢献を織り交ぜた発信をぜひしたいものです。

ボランティアという言葉ですが、辞書で調べると無給で自発的に行う利他性（社会・公共・公益）な活動のことだそうです。私は土地家屋調査士として筆界業務で扱っている測量技術を、調査士業務ではない前兆的な地殻変動調査に役立てることができることに大きな意義とやりがいを感じています。

今年も京都大学からの要請があれば、可能な限り多くの皆さんと共に参加できることを期待しております。



『こんな女性調査士でやってきました』

大隅支部 中村 藤子



「女性から見た土地家屋調査士」というテーマで原稿の依頼があった。

その時は、簡単に思っていたけれど実際何を書こうかと机に向かったら日頃の難しい業務よりも「うう～～～む」と悩んでしまった。

考えに考えたあげく「私が女だから経験できたんじゃないか。男性調査士にこんな経験はないよね。」と思える事はいくつか頭にポツポツと浮かんで来たのでそれを披露させて頂きご容赦頂きたいと思う次第・・・。

私が、開業したのは昭和60年。25歳の秋に農業を営む両親の次男坊に熊本から嫁いできた。と同時に自宅の4畳半に事務所を設けたのが始まり・・・。

夫は、町役場の職員で測量士の資格も持っていたので測量は土日限定で夫婦でボチボチこなしていた。

しかし、その6年後にボールを持つ夫の背中にショイコがありそこに頭をちょこんと出した男の子登場。

やむを得ぬ理由で、そう私は子連れオオカミならぬ子連れ調査士に変身した。

法務局の閲覧や役場の資料収集、境界立ち会いにもバンバン子連れで登場。

(ヒンシュクと言う眼差しはあえて見えないフリをして)

でも意外や意外、立ち会いは依頼主のお菓子付きでクリアできたり、法務局の所長のご配慮で閲覧用の机がベビーベッドに変身したり←あくまでも、所長の意向でわたしが頼んだわけではありません。

これを男性調査士がされた場合は、どうなるか……。 (汗)

また ある日のこと。

姉妹で境界争いをしてる土地の境界復元の事件が入り、そのお姉さんから事情を聴取しているとだんだん感情が高ぶり「妹は死んだ母親の面倒を一切見なかった……。」と、恨み辛みを2時間程しゃべって帰って行った。(はぁ……)

翌日、その妹さんが「死んだ母親は、財産は全部わたしにしてくれると言って死んだ。わたしのことを姉は嫉妬している。」と、言って帰って行った。

翌日、その姉がまた「妹が何て言って来たかは想像出来るが信じないでくれ。」と言って来た。その後、また妹が……。<以下永遠にくりかえす>

さすがに男性調査士相手には こここまで愚痴の言い合いは繰り返さないでしょう???

でも、境界の争いは心と心の争いが根底にあるのは確か。良い人生勉強させてもらってるのかも。

2年前には、「女性になることに意味がある」と公嘱協会の志布志支所の所長のポストも仰せつかったし、また昨年暮れには、女性調査士だからと言う事で裁判所からお声がかかった。

得してるのか損してるのか未だに解らないまま すみません こんな女性調査士でやってきました。

今後は……

多分 このままだろうなあ……。

リレー ある調査士の呟き

霧島支部 狹山 靖裕

ぶつぶつと小声で言う。くどくどとひとりごとを言う。(広辞苑)

ひとりごとで愚痴をこぼす年齢にいつの間にかなくなってしまった、土地家屋調査士を職業としていい時代をすごして今を振り返ると組織に守られていた時代を本当になつかしく思い出す。

特に報酬の問題は今を生きる会員には切実な問題としてとらえられています、会の帰属意識にも大きな比重をしめているのではないかと思う。

会則93条には業務に関する報酬額の算定方法、その他の報酬の基準を掲示するなどして、明示しなければならない。しかも「事務所の見やすいところに」とあるがみなさんされてますよね!

平成12年9月制度制定50周年記念講演で元最高裁判所判事、連合会顧問の香川保一先生が講演の中でそれまで会則にあった報酬規定の削除問題を取りあげられ「その仕事の所有者からの依頼、



私人からの依頼によって業務の遂行結果が登記簿上に正確に反映される、調査士の業務は非常に公共性の強いものであると言える、公共性の強いものがあるが故に報酬の問題が恒につきまとう。

業務自体が正確精緻なものを要求されるとすれば適正な報酬の請求は当然である。

適正なものである仕事には当然それだけのコストがかかるのはあたりまえである。」

公共性をおびるサービス業が我々の仕事である。

そこで我々の報酬について少しでも過去の足跡を調査して適正な報酬を考えてみてもいいのではと思いますがいかが？

当会が発行した50周年記念誌によると、昭和25年10月施行の高知会の報酬額表によると土地分筆100坪まで500円、家屋50坪まで300円から400円まで、

登記料1種目につき100円、同年度の石川会の報酬基準額表、土地分筆200円以上、

建物新築150円以上、現地調査200円以上、実測300円以上とあり測量面積などの表示はありません。ちなみに当時の物価ラーメン25円、新聞1ヶ月53円、葉書2円でした。ちょっと古すぎました。

昭和35年（最高限度額）測量代土地50坪以下4,000円、建物15坪以下1,000円、申請書1件300円、測量図1筆400円、建物図面400円、各階平面図300円でした。当時の物価カレー100円、新1ヶ月390円、葉書5円でした。

昭和45年（最高限度額）土地測量200㎡以下8,300円、建物測量50㎡以下1,900円、申請書1件650円、測量図1筆800円、建物図面800円、各階平面図650円とありほとんど昭和35年の2倍程度になっています、どう言う根拠だったのかわかりません。

丁度私が事務所を開設した翌年です。当時は夫婦2人で3万円から4万円くらいで生活できたと思います。記念すべき1件目は師事していた調査士先生からいただいた建物表示登記で4,320円をいただきました。

そして平成3年12月従前の報酬額の考え方を根本的に改訂した報酬額表が発表され実施に至った。

この報酬額は実際に作業する工程にそったもので報酬日額、タイムサイクルなどを合理的に計算されたもので報酬計算に頭を悩ませたものである。

会員の所得が向上したことは間違いなく年計報告書を見れば一目瞭然である。

しかし、公正取引委員会勧告で

報酬自由化により会則からついに報酬額表の削除は実施され現在は会則93条により各事務所に自己の報酬額表を掲げるにとどまっている。

最近信じられない言動を聴く「薄利多売」だそうです。

そんな報酬である連合会の定めた「調査測量実施要領」に基づき作業をして調査報告書が責任を持って書けるのだろうか？

原価意識をもって、公共性のある仕事であるがゆえに品質保証のできる業務内容、高品質の業務に対する当然の対価としての報酬でありたいものです。

眩きが年寄りの躁り言になってしまいました。

次回のこのコーナーは、坂元 均さんをお願いします。

セピア色の思い出

谷口正美

年末に自宅の物置を大掃除していたら、18歳から20歳の頃、夢中で描いていた似顔絵が出てきました。それは洋画雑誌のワンショットや、レコードジャケットの人物たちです。

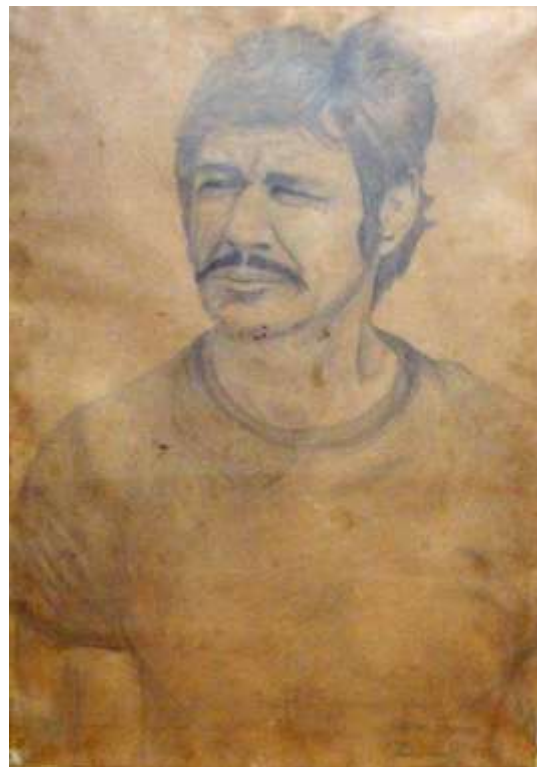


一番古いのが1971年3月22日にA1サイズの画用紙に描いた、ロバートレッドフォード。

「明日に向かって撃て」で一躍大スターになりましたね。

次は、1971年6月13日にこれもA1サイズの画用紙に描いた、チャールズブロンソン。

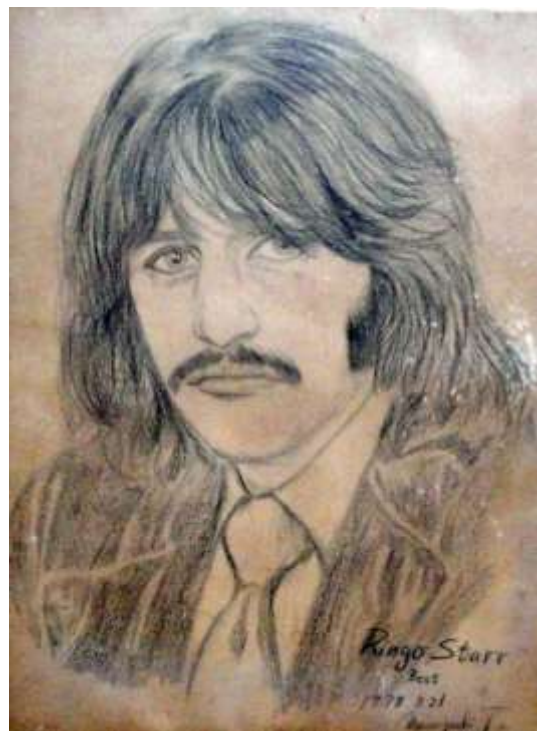
「大脱走」「荒野の七人」などなど筋肉隆々としたアクションスターで、男性化粧品マンドムのコマーシャルを思い出す方も多いことでしょうね。





1972年4月6日にA2サイズの画用紙に描いた、ビートルズのポールマッカートニー。

そして、1973年3月21日にA2サイズの画用紙に描いた、ビートルズのリンゴスター。
ビートルズは今でもよく聴いています。



B5の鉛筆1本で、すべてを忘れて無我夢中になって描いていた、あの頃の思い出がどの絵にも詰まっています。白かった画用紙はセピア色に染まってしまい、もう、40年も過ぎてしまいました・・・

事務所訪問

鹿児島支部 大田 修司

1. 事務所の場所、広さ、目印、営業日時間、完成年

鹿児島北インター指宿方面出入り口の近く、隣が墓地(霊感がないため全然気にならない)。

アパートの一室(2K)

月～土9:00～18:00(が目標)

H22.10開業

2. 事務所のスタイル。こだわり特徴自慢

飲み物が豊富。コーヒー、ココア、お茶、アップルティー、抹茶など。

まだ増えるかも。

3. 事務所の構成員(補助者)&みなさんからひと言ずつ

補助者いません...

4. 保有機械全部披露

トータルステーション1台(中古)、パソコン2台、コピー機1台、プリンター1台、作業車は軽(買い替えたい)

5. 調査士になった決心、モットー、目標、自己アピール、調査士をしていなければ何をしていたか。

測量の仕事に興味があり、そのなかで調査士という資格があることを知り調査士に。が、法律に弱い私が法律関連資格である調査士でいいのか不安。しかし調査士である以上、常日頃勉強し、「法律関連の仕事をしている」と胸を張って言えるようになりたい。調査士をしていなければ自動車関連の仕事をしていたかも。

6. 業務に関するエピソード

成功談: 未だ成功談なし。10年後にいっぱい言えるようになりたい。

失敗談: 現場に物を忘れることがたまにある。ちょっとしたものならいいが、書類一式山中の現場に置き忘れたことがあり、懐中電灯を照らしながら探した。

7. 休みの客対応など過ごし方

地権者などの都合にできるだけ合わせて動かざるを得ない。その分、嫁への対応に苦心。調査士になる前は年に1回は泊まりで旅行していたのに。嫁へ、ゴメンなさい。

8. 業務ストレスの有無とその解消法

この仕事に限らず、社会人ならストレスのない人はいないと思う。飲みに行ったり、買い物に行ったりで気分転換にはなるが、ストレスそのものは私は解消しない。解消法ってある? あえて言うなら業務以外でストレスを溜めないようにしている。私の場合、競馬が好きで毎週録画してまで見ているが、馬券ベタなので買わないなど。

9. 会への要望、提言

会員みんなが支える調査士会であって欲しい。



会 務 報 告

業務経過

平成23年9月27日(火)	役員協議会	23日(水)	境界シンポジウム in ふくおか2011
27日(火)	第3回財政等運営検討委員会	25日(金)	第1回ウェブシステム研修会
30日(金)	第1回専門士業合同相談会準備委員会	26日(土)	常任理事打合せ
10月 1～29日(土～土)	法の日無料相談会	26日(土)	第3回理事会
3日(月)	始良市との災害協定	29日(火)	宅建無料相談会(鹿屋)
6～7日(木～金)	第1回全国会長会議	12月 11～12日(日～月)	川内登記基準点設置作業
9日(日)	チャリティゴルフ大会	19日(月)	チャリティゴルフ大会益金の寄託
21日(金)	中間監査事前準備	20日(火)	平成23年度合格証交付式
22～23日(土～日)	九B協議会第4回会長会議	23日(金)	川内登記基準点設置作業
22～23日(土～日)	九B協議会各部担当者会同	26日(月)	総務小委員会
24日(月)	九B協議会ゴルフ大会	28日(水)	広報委員会
27日(木)	中間監査	28日(水)	第3回常任理事会
28日(金)	かごしま青年調査士会総会	平成24年1月4日(水)	年始挨拶
29日(土)	第2回常任理事会	6日(金)	三者協議会(県会・公囀・政連)
29日(土)	かごしま住まいと建築展 住まいと建築なんでも相談	11～14日(水～土)	第2回会員研修会(大島)
11月 2日(水)	川内登記基準点設置作業	19～20日(木～金)	第2回全国会長会議
4日(金)	第2回会員研修会(熊毛)	27日(金)	第2回ウェブシステム研修会
10日(木)	宅建無料相談会(川内)	28日(土)	広報委員会
11日(金)	第2回会員研修会(川内・出水)	30日(月)	社会事業委員会
12日(土)	第2回会員研修会(鹿児島・南薩)		
16日(水)	宅建無料相談会(日置)		
18日(金)	第2回会員研修会(鹿屋・大隅)		
19日(土)	第2回会員研修会(霧島)		
21日(月)	第2回専門士業合同相談会準備委員会		
21日(月)	第4回財政等運営検討委員会		
22日(火)	宅建無料相談会(始良)		

会議

(1) 第3回理事会

平成23年11月26日(土) 午後1時より司調センター3F会議室にて行った。

1 全国会長会議(10/6～10/7連合会会議室)

- ・20日から政府で仕分け業務が始まり、その中に調査士の業務が一部入っているとのことなので、仕分け対象にならないように大臣などを訪問して努力している。
- ・その他

2 九州ブロック会長会議(10/22～10/23)

- ・来年度は、総会・担当者会同を同時に開催する。
- 期日は7月28・29日、グラバー園近くの会場

3 筆界調査委員について

- ・任期交替の筆界調査委員の候補者推薦については、社会事業部で協議する。

4 中間監査報告(10/27実施)

- ・岩下・上山両監事・谷口会長・恒吉財務部長で中間監査を実施しました。
- 監事より、業務及び会計について指摘事項がありました。

5 奄美支局の再編の件(法務局からの報告)

- ・徳之島出張所・沖永良島出張所・与論出張所を平成24年1月30日付で奄美支局に統合する。

①1月27日まで開所しているが、登記の申請は1月15日までにしてほしい。

②統合後のサービスについて

4月以降月1回各町ごとに派遣登記所を設ける。

その際、司法書士会・調査士会より1名ずつ相談員をお願いしたい。

③1月上旬に各島に発行機を設置する。

(徳之島・沖永良島のみで与論島には不設置。徳之島は伊仙町に設置する。)

発行機は、登記事項証明書・印鑑証明書のみで、図面・要約書は発行されない。

④実地調査は派遣登記所を開設していない時に、月1回程度まとめて実施する。

各 部 報 告**総 務 部**

福崎 秀一



1. 関係各法令への対応

不動産登記法、土地家屋調査士法等に関する関係法令の検討により、
現況と照らし合わせ整合性がとれるように精査中

平成25年度を目標に総会の構成員を代議員制から全員総会へ改正案を現在検討中

2. 公嘱協会、政治連盟との連携強化の推進

公嘱協会、政治連盟と定期的に情報交換会を開催し、協力体制をとり、相互間の活動を通じて制度発展と業務の充実を図り、会員への理解と協力を求める

3. 事務局の整備

事務局が司調センター1階移設に伴い、機器設備等の整備充実化、及び業務内容の簡素化を検討中

※ 鹿児島会で作成した「土地家屋調査士」ロゴマークが、全国各単位会より高評価を頂き、各種ジャンパーを販売展開中

広報部と連携をとり、ロゴマークをいろいろなものに使用して、さらに「土地家屋調査士」の知名度を上げられるように検討中

財 務 部

恒吉 博久



会員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願いいたします。

1. 本年度の事業計画に基づく事業報告

①チャリティゴルフの開催

平成23年10月9日(日)、鹿児島ゴルフリゾートにて、土地家屋調査士15名に加え、司法書士の先生方6名の合計21名にご参加いただき、開催いたしました。

今回で23回目の開催となりました。ご参加いただいた方々をはじめ皆様のご協力に感謝申し上げます。

なお、本チャリティゴルフにおける収益金55,500円は、平成23年12月19日に、チャリティ献金として、「鹿児島県交通被災者たすけあい協会」に寄付いたしましたこともあわせてご報告申し上げます。

②財政等運営検討委員会の開催

比例会費の存廃、共済基金の存廃及び廃止した場合の配分方法、総会における代議員制度の検討等を、谷口会長、碓山副会長、福岡総務部長、真砂業務部長、恒吉の5名で行ってまいりました。

昨年の、第2回研修会場をお借りした、谷口会長からの報告に引き続き、第3回研修会等場をお借りして、委員会・執行部の方針をご報告申し上げたいと思います。

2. 本年度の事業計画に基づく事業協力お願い

①土地家屋調査士国民年金基金への加入

②土地家屋調査士職業賠償責任保険への加入

いずれも非常に大切な制度です。未加入の方は、ぜひともご加入の検討・実施を、よろしくお願い申し上げます。

3. 最後に

年度末に向けて、ご多忙になろうかと思われまします。インフルエンザ等の流患の心配もございます。皆様、くれぐれもご自愛の上お過ごし下さい。

業 務 研 修 部

業務担当 真砂 公一郎



新年度を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申しあげます。

今年度も残すところあと2ヶ月余りとなりました。昨年度以上に気持ちを引き締めて事業計画に取り組みたいと思っていますので、引き続きまして皆様のご協力を宜しくお願いいたします。

さて、これまでの事業に関してですが、昨年度末に川内支部の登記基準点4点の設置を観測まで終えております。

登記基準点は、不動産登記規則第10条第3項にいう「基本三角点等」に該当するものとして、平成20年6月12日から運用が開始され、「登記基準点」の名称は平成21年3月6日付け登録第5210391号として商標登録されております。

登記基準点として川内支部の4点が認定されるまでの道のりはまだまだですが、今後は、この登記基準点の意義を高め、不動産登記制度及び土地家屋調査士制度の発展に寄与するために、認定へ向け全力投球で委員一丸となって取り組んで参ります。

次に、業務の改善に関する事項として、「表示に関する登記における実地調査に関する指針(改定)」が発出されておりますことは周知の事実であります。昨年度末時点においては、各支部管轄区域内の支局・出張所の対応にバラツキがあったことが判明しております。

登記処理期間については1週間から最長2週間程度となっていました。また、実地調査時の立会要請については、市街地等で添付情報等により申請地の確認が容易な地積更正、分筆、地目変更については、立会要請は行っていない状況でした。

既に行われている実地調査の内容は、基本的に改定実地調査要領のとおりとのことで、各支部管轄ごとに行われている協議会にて口頭で説明され、具体的な資料の提示・配布は行われておりませんでした。

このような状況をかんがみ、各支部との連携を密にし、業務の円滑化を保持すべく局への対応を行いますので、逐一の情報提供を宜しくお願いします。

以上、主な計画の報告でしたが、その他の計画も残された月日で達成へと努力いたしますことをご報告いたします。

業務担当 宮脇 謙舟



新年明けましておめでとう御座います。今後の研修会についてご報告致します。

1. 会員研修 平成24年2月25日(土)開催

場所 鹿児島県建設センター

熊本会の境界情報管理センター長の島田宗雄氏に講義頂きます。内容としましては、古い地籍図(図解)と新しい地籍図(数値)の地区ごとにGPS測量により設置した基準点からの復元測量の方法と注意点。TKY2JGDによる旧日本座標から世界座標への変換値と実測値との誤差の生じる理由及びその処理方法と注意点。確定測量用の厳密網平均の具体的方法とその必要性等、です。

2. 第7回土地家屋調査士特別研修

①基礎研修 2月10日(金)から3日間(鹿児島)

②グループ研修 2月13日(月)から3月16日(金)までの15時間

③集合研修 3月17日(土)、18日(日)(福岡)

総合講義 3月19日(月)(福岡)

④考査 3月24日(土)(福岡)

3. 九州ブロック新人研修 2月4日(土)から3日間(熊本)

各会員の研修受講状況をCPDポイントにて把握致します。また本会以外の研修会及び講習会の受講にもCPDポイントが加算されますので、該当者は事務局まで連絡をお願いします。

大島支部・熊毛支部・甕島及び公務、病気等での欠席の会員にはビデオ研修及びユーストリームによる同時中継での出席対応を実施致します。また、会員研修会のビデオを希望される方にはUSBを1万円で配布しますが、研修会を欠席された方はUSBを購入されてもCPDポイントは付与されません。

研修会資料はメールにてお届けいたします。メール環境の無い会員には500円にてお配り致します。

今後とも会員の皆様のお役にたつ研修会を開催していきますので、ご協力、ご参加のほど宜しくお願いします。

広 報 部

桐原 茂太



今年の広報部の目標はホームページの刷新です。会報かごしまと同様に業界内外に発信する媒体であるが、唯一異なることは、発信のリアルタイム性がホームページにはあるということ。これまでその利点を利用してきていないので、そのことにも重点を置いて、閲覧する方々がより多くの公平公正確実な情報を享受できるようなコンテンツを模索して実践していきたい。

例えば、対外的に調査士名簿の大改革をしたい。その中身は、研修の義務化によるCPDポイントの掲載、認定資格制度の認知度を深めるための資格有無の記載と認定調査士制度についてのわかりやすい説明の付加、加えて、個人のホームページ等への相互リンク（但し、掲載に関する判断は広報部がします。ホームページ記載内容においては対内外の区別に充分配慮することはもちろん運用においても慎重に取り扱うことはいうまでもない。）交換をさせるなど、また、情報のリアルタイム性維持のために管理システムの充実も図らなければならない。簡単にできることではないが今年の目標とする。

その他、寄附講座等の広報活動を拡充することやそのための講師の育成と講演内容の検討など、また、各地域に密着した広報活動(ボランティア)の推進奨励を進めたい。

最後に、広報部としては、広報バリューのある会員の方々の様々な情報を収集しています。少しでも情報をお知らせ戴ければ幸いです。それと会報かごしまへの原稿投稿も随時受け付けています。事務所のPR（前回の秋号から県内の多くの業界関連団体に配布しております今後も継続拡大します。）にも繋がりますのでご協力よろしくお願いします。

広報部の委員紹介・・・田中亮一、松永剛知、前杉竜志、迫田圭介、上小鶴一善の皆さんです。

社 会 事 業 部

小川 兼義



明けましておめでとうございます。

謹んで皆様に新年のお慶びを申し上げます。

社会事業部では、主に「地図の作成及び整備に関する事項」「筆界特定制度に関する事項」「公共嘱託登記に関する事項」「社会貢献活動に関する事項」を担当しております。

地図の作成及び整備につきましては、法務局は毎年約0.33平方キロメートル程度の規模で14条地図作成作業を計画しており、前年度からは地籍調査業務も始まり作業の効率化や人員の配置等を検討しなければならないと思います。

筆界特定制度につきましては、現在38名の委員の方が県内全域で活躍されておりますが、今年度は2年に一度の改選時期となっております。退任される委員の方々は誠にご苦労様でした。この

場をお借りしてお礼を申し上げます。又、継続及び新任の方々は大変だと思いますが、今後も宜しくお願い致します。

又、会員の皆様は既にご存じのことと思いますが土地の境界を巡る紛争について筆界特定制度の利便性を向上させる為の方策のひとつとして「筆界特定制度と土地家屋調査士会 ADR との連携」について法務局と協議がなされ、「連絡協議会」が設置されました。今後は更に利用者の方の満足度を高めていけるものと思っております。

又、昨年10月には始良市と社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会ならびに鹿児島県土地家屋調査士会と三者にて「災害時の応急対策の協力に関する基本協定書」が締結されました。今後も他の市町村についても協定を結んでいきたいと考えております。

社会貢献活動につきましては、引き続きボランティア活動等、各支部のご協力をお願いします。上記の様な事項はいずれも土地家屋調査士の基本となる業務であります。

県会だけでは対応出来ないことも多々あるかと思いますが、各支部、各会員、公嘱協会等皆様のご協力を宜しくお願い致します。

最後になりましたが本年も宜しくお願い申し上げます。

支部だより

鹿児島支部だより

鹿児島支部長 宮脇 謙舟



鹿児島支部の本年度の活動のご報告をさせていただきます。

1. 平成23年7月31日に、一日遠足（球磨川下りと人吉観光）を開催致しました。心配していた天気も最高で、川下りを楽しみました。
 2. 平成23年11月2日に司法書士会、税理士会と合同にて研修会、懇親会を開催致しました。初めての試みでありましたが、各会ともに多数の参加を頂きました。懇親会におきましても他士業の方々とゆっくりとふれ合う事が出来まして有意義なものとなったと思います。次年度も開催予定ですので、ますますの充実した研修内容となります様、計画致します。
 3. 平成23年11月18日に、司法書士会と合同でボーリング大会を行いました。今回は場所を変えてT-MAXボウルにて開催しまして、表彰式、懇親会も居酒屋にて行いました。今回は司法書士会にいろいろと段取りをして頂きました。また居酒屋での懇親会でしたので、和気藹々と楽しめました。
 4. 平成23年11月22日（火）には司調センターにて健康診断を行いました。スムーズな検診の為、男女の並びや時間等考えましたがいかがだったでしょうか。
 5. 平成23年12月2日（金）にホテルレクストン鹿児島にて支部会員研修会、司法書士会との合同忘年会を行いました。法務局よりも日高総括表示登記専門官に11月より変更になった実施調査要領の解説をしていただきました。また坂元弁護士、桑鶴司法書士に講義を頂きました。
- 以上の活動にくわえ、10月1日にはマルヤガーデンズでの無料登記相談会、10月21日の非調査士調査、11月12日は県会研修会の支部ブロック研修等ありましたので、8月から12月までに行事が立て込みまして、支部役員、また支部会員の皆様を非常にバタバタとさせてしまいました事をお詫び申し上げます。次年度は、日程についても充分考慮し、スムーズな会の運営をいたしたいと思っていますので、今後ともご協力の程、宜しくお願い致します。

霧島支部だより

霧島支部長 桐原 茂太



去年は日本人にとって忘れえぬ年だった。

今年の新年ほど特別の思いで迎えた年はなかった。

この感慨もわが生活の基盤が整ってこそでない、その思いも絵に描いた餅で終わってしまう。なんて、ネガティブ思考は止めにして、アンテナを張り巡らして、新たに動き出す新社会に、『調査士』として対応していかなければならない。

そこで我に返り、今年度も後数ヶ月となり、支部活動でやり残した事はないものかと省みる。支部長を引き継いだ勢いだけできた感が残る。つまり、空回りか。

加治木の旧区画整理地の検証測量と何度も報告する“竜馬ウォーク”へのボランティア参加が残っているなあ。まだ、支部研修旅行もあった。この件については2年越し計画でお願いしたい。

それにつけても、支部会員の方々のご協力が必要です。この集結した力こそが、激動の新社会にも耐えうる『調査士』になりうるのだと私は思うのです。

皆で『調査士』しましょう。

しがない一調査士の初夢の続きでした。

登記基準点研修

川内支部長 田中 亮一



川内支部が平成22年度に計画しました研修が平成23年の年末に無事観測まで終了いたしました。詳細な報告につきましては本年2月の会員研修会を予定しておりますが、会報にて一部報告したいと思います。

今回登記基準点を設置いたしました薩摩川内市樋脇町は昭和30年代後半から40年代にかけて国土調査が実施された地域であります。測量の基準となります図根点も多くが亡失しており、各筆ごとの座標もデータとして残っておりません。

平板測量で作成された地図であり、測量するには時間と労力を要する地域であります。できれば国土調査の再測量をお願いしたい地域であります。

さて今回4点の登記基準点を設置いたしました。当初は広範囲で計画し、基準点も多く設置予定でありましたが、経費上の都合で4点となりました。

設置計画及び観測については後日報告いたしますが、設置する場所の選定、協議、承諾（建標承諾）に要した時間が想定外でありました。設置する基準点が設置場所の所有者（管理者）の意向及び周囲の状況で破損、移動することを回避するためには、公共用地内に設置することが望ましいことはわかっておりましたが、その公共用地が同じ地番であっても3～4の管理担当課に分かれており、承諾を得られない場合は同じ敷地の別地点に変更というケースもありました。

設置場所の選定、承諾確認後の11月3日に基準点の埋設を行いました。



観測は12月11日～12日に実施しました。衛星の飛来情報による観測に適した時間帯が午後2時以降ということもあり、観測時間、器械移動の時間等で終了時間が午後6時を回ってしまい日没後の終了となりました。



2日間の観測には支部会員、県会事業部の役員、委員の方々に協力していただき無事終了いたしました。再測がないように祈念して解散いたしました。願いはかなわず12月23日に一部再測をいたしました。

「還暦支部長です。」

出水支部長 中元 久士



この原稿が読まれる頃には還暦の年を迎えていると思います。中学校、高校の同窓会の還暦祝いの準備も進んでいると聞いています。正直余り嬉しくないような複雑な心境です。

ところで昨年当会の支部長職が回ってきて、慣れない仕事に既に根を上げ気味です。もう少し早目に済ませときゃよかったな。今更あとの祭りです。

さて還暦支部長と題しましたが、仕事嫌い人間に仕事のこと書かせても読む側もきっと面白くないでしょうから、仕事のことは書きません。書けることと言えば私の場合趣味のことしかないのでまた趣味のこと書きます。趣味は適当に幅広く何ひとつ人一倍自慢出来るものはありません。釣り、ゴルフ、登山、バイク、キャンプ、ローカル線乗り・・・、ゴルフはキャリアの割には下手です。で上級者の方は誘わないで下さい。

今、はまってるのはバイクと登山のコラボ、前回もそのようなこと書いたと思います。進歩がないです。が最近では地元の低い山の林道ぎりぎりまでバイクで攻め、なるべく登る時間を短めにするという無精者性格丸出しの登山に切り替えバイクも大型でなく中型です。本当は原付でもいいんだけど。頂上まで車で行けるように整備されてる山もありますが私は好きでないです。で、バイクはとにかく山登りのどこが面白いかというとそんなに高くない頂上からの眺めとコンビニおむすびの味でしょう。お酒もストレス解消になりますが自然の中に身を置くというのは人間本来の姿だと思います。早いコースで自宅からバイク40分、登山50分位のものです。昨年(平成23年)だけでも同じ山に、登るコースを変え4回登りました。失敗談ですが頂上からの下るコースが別にあることを知らず、下れども下れども登ってきたコースに合流せず、仕方なくまた頂上まで引き返しその時初めて降り口が二本あることを知り、地元の低山で危



うく遭難かよ。洒落にならん。という一幕もありました。他愛無い趣味の話で字数を埋めてしまいました。こんな支部長ですが今年も宜しくお願い致します。

鹿屋支部だより

鹿屋支部長 浅井 逸郎



昨年の10月23日(日)に支部レクリエーションとして、市内のグランドゴルフ場が主催する定例ペア大会に14名の支部会員で参加しました。これに先立って8月には公嘱協会鹿屋支所が参加しています。その際の感想には、「またすいが。」の声が多数あり好評を博しました。この声は絶対に無視できません。今回は第2弾として、秋晴れのもと珍プレイの続出に、笑いの絶えない1日を過ごしました。

当日はマイクラブ・マイボールを持参したベテラン会員もいましたが、ほとんどは初心者です。不安解消のためにゲーム開始2時間前に集合して、常連の競技者に迷惑をかけてはならじと、自主練習に励みました。これで自信過剰になり「ホールインワンをすっとマイナス2じゃっどが。」更には恐れ多くも「ダイヤモンド賞ちゅうとはあつとけ。」等と軽口を叩きながら、勇んで3ラウンド24ホールの戦いに臨みました。

結果は、奮戦むなしく公表できる程のスコアは出せませんでした。それでも、生涯初のホールインワンを記録した会員もいて、支部で独自に用意した賞品の争いは、低レベルながら接戦となりました。また、主催者からは、お情けをかけて頂き特別賞を貰いました。最後には、皆が満足した表情を浮かべて、「来年は、必ずレベルアップしてリベンジせんないかんど。」と誓いあって、記念写真に収まりました。

なお、今回支部では独自に参加賞も用意し、参加できなかった会員を含めて、全員にグランドゴルフボールを配りました。このボールには「こいで上達しっくいやい。」との願いが込められています。

終わりに今回の収穫は、昨今のグランドゴルフブームに乗り遅れずに済んだことと、今後いろいろな機会にプレイするであろう、グランドゴルフの腕を磨いた?ことだと思います。



熊毛支部便り

熊毛支部長 名越 重廣



熊毛支部においてはここ数年支部会員数5名の状態が続いています。

種子島に4名、屋久島に1名となっています。支部総会は昔からの慣例により種子島で行なっていますが4年に1度は屋久島で行なうことにしています。

支部の役員体制は支部長、副支部長、会計、監事となっており5名中4名が役員ですので支部総会の折の議長は残りの1名が勤めることと成ります。

昭和62年、私の入会当時の支部会員は13名でしたが高齢化が進み現在の状態と成っています。

事件数の減少もあり、また過疎地であるがゆえの報酬の問題等もあると思われますが熊毛支部においては平成以降に入会した会員が退会等の理由でいない状態であり会員数の減少と高齢化が顕著であります。支部の有様についてもそろそろ考えなければならない時期かなとも思います。

県の定時総会においては全員総会が議論されているところですが熊毛支部は離島ということもあり会員の欠席が危惧されることも考えられることから何らかの工夫を御願ひする次第です。

社会奉仕活動については数年前に河川の清掃活動を行なっただけでありますので、会員の皆さんと協力して取り組みたいと思います。

第25回たねがしまロケットマラソンが3月18日(日)に開催されます。ゴール地点がロケット基地で、施設の見学等もあわせて出来ます。

参加される方はご一報ください、出来るだけのサポートを致します。

大島支部便り

大島支部長 町田 重孝



平成23年8月現在大島支部の会員は13名です。会員の事務所開設地は奄美大島6名徳之島3名、沖永良部2名、与論島2名となっています。

現在離島には奄美支局、徳之島、沖永良部、与論の1支局3出張所の法務機関があります。今年の支部総会は平成23年5月に沖永良部島で開催致しました。

ご承知のとおり各離島に在住する会員が一堂に集まるには、海上交通の不便と更に経費の負担が大きな問題となっています。(最低1泊2日の日程が必要です)このような条件のもとで全員が揃って研修会を行うことは非常に困難です。その為本年は5月に開催した支部総会の後半の時間を利用して会員の研修会を行いました。研修内容は「新オンライン申請」について行いました。

現在行政改革による出張所の統廃合問題が話題になっていますので、オンライン申請に十分に対応出来るように研修を致しました。本年の県会主催による第2回会員研修会は会場を各支部において開催致すことになっていますが、大島支部は前述のような条件のため第2回会員研修会を平成24年5月の支部総会時に行います。

ところで、平成23年5月の大島支部総会において「平成24年度の支部総会の開催場所を台湾」でと云う意見も出ています。さて如何なることやら・・・？

大島支部の会員の皆さんは離島のハンディーはありますが、全員元気で業務に邁進いたしています。今後も県会のご指導をお願い申し上げて大島支部の近況報告とします。

「境界問題相談センターかごしま」だより

センター長 鳥越 健



会員みなさま、明けましておめでとうございます。本年も、「境界問題相談センターかごしま」へのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、「センターかごしま」も、昨年8月に設立5周年を迎え創設期を過ぎた今、新たな成長期に向けた取り組みをしなければならぬ時期になりつつあるようです。ところで近年、日本におけるADR制度の停滞を指摘する声を内外から耳にすることが多くなりました。欧米諸国はもとより、アジア諸国におけるADRへの取り組みと、わが国のADRへの取り組みの勢いに差があるとの指摘です。特に専門家資格士業団体、その中でも最も早くADR制度への参加を表明し、ほぼ全国にADRセンターを設けたわれわれ土地家屋調査士とすれば、この声に無神経でいられるはずはありません。では、どういった行動で、あるいは結果で応えるか。これが、今後「センターかごしま」に課せられたテーマのひとつではないかと思っております。

現在のセンターにおける紛争解決までの流れは、事務局の担当職員による「電話受付」、調査士2名による無料の「事前相談」、調査士・弁護士各1名による「相談」、調査士2名・弁護士1名による「調停」の4つです。これらはすべて、鹿児島市鴨池新町の司調センターのみで行われてきました。が、県都鹿児島市から遠い、離島を含めた遠隔地の方々への配慮は、必ずしも充分とは言えませんでした。利用者目線にたった場合、場所の問題は考え直す必要があると思います。

一方、調査士側の問題としては、「ADR認定調査士」の活用の停滞が全国的な懸案となっております。認定資格を取得しても、直接業務に生かせないといった不満が多いのは事実であると思います。その結果、認定資格取得のための特別研修受講者が伸びない今の状況を作ってしまったのだらうと推察します。「ADR認定調査士」の活用について、具体的なプランを組み立てる必要があると思います。

この2つの問題を踏まえたうえで、センターの業務をうまく組立て直せないものか。これから述べますセンターの変更点については、昨年11月に、各地方で実施した研修会の中でお話をいたしましたので、会員みなさまには既に理解されている方もおられると思いますが、センターの業務の流れを今年から順次変更してゆきたいと思っておりますので、会員みなさまも充分理解しておいていただきたいと思います。

まず、今年実施することが2つ。1つが「事前相談」を地方でも実施する「地域事前相談」へ発展させます。相談者が地元での事前相談を希望する場合は、公民館等に相談員が出向いて事前相談に応じます。なお、地元の広報には広報誌への掲載を自治体にお願いをいたします。既に、相談員の充実している北薩地区の自治体には協力お願いを実施中であり、順次、他の地区にも広げます。もう1つが、「認定調査士」のレベルアップ研修の実施です。「認定調査士」活用の方として、「事

前相談」を各認定調査士事務所に実施していただき、センターから「事前相談」を切り離そうと考えております。つまり、センターは「相談」と「調停」のみの場となり、その前置的位置付けである「事前相談」は各認定調査士事務所で行うというものです。ただし、現在の認定調査士資格のみの知識では、「事前相談」業務を全うするには不安があると思われるので、認定調査士の方でセンターの「事前相談」を引き受けたいと思われる方に対し、レベルアップ研修を受けていただくことにいたします。年4～6回実施を考えていますが、出席率重視で行います。今年6月中旬に第1回、7～8月に第2回、講師も静岡大学の和田直人先生とセンターちばの高橋一修先生をお招きしようとしております。

「地域事前相談」で地域への制度の普及を図りつつ、「認定調査士」のレベルアップを急ぎ、将来的に「事前相談」を全面的にセンターから切り離し各事務所対応とすることが、相談者にとってもより身近なサポートが得られ、「認定調査士」の活用にもつながるメリットが得られると思います。今年はそのスタートとして、重要な年であると認識しております。

昨年末までのセンターの実績は別表のとおりです。落ち着いた数字で推移しているようにも見えますが、制度のアピールはまだまできていない、世の中に潜在している境界紛争はこんなものではないと思います。会員みなさま、「境界紛争解決業務は他の誰でもない、私たち調査士にお任せください。」と堂々とアピールできるよう、「センターかごしま」の業務や研修をうまく活用してください。

「境界問題相談センターかごしま」の取扱件数(平成18年8月28日～平成23年12月31日)

年度	電話照会	事前相談			相談			調停							
		実施	相談へ	調停へ	受付	解決	調停へ	受付	継続		却下	取下	不応諾	不調	合意
									参加交渉中	調停中					
18	69	39	6	0	6	3	3	3	0	0	0	0	1	0	0
19	76	40	1	5	1	0	1	6	0	0	0	1	1	0	0
20	58	15	1	5	1	0	1	6	0	0	0	1	4	4	2
21	47	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
22	34	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	38	19	2	0	2	1	1	2	1	0	0	1	0	0	0
総計	322	142	10	10	10	4	6	17	1	0	0	3	6	5	2

事前相談内容（平成18年8月28日～平成23年12月31日）

事前相談内容	18 年 度	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	合 計
① 国土調査に関する相談	9	7	5	6	7	8	42
② 境界立会の結果に対する相談	6	2	0	1	1	4	14
③ 境界以外の相談(弁護士会相談センターを紹介)	5	3	3	1	0	3	15
④ 境界紛争の予防的相談	4	3	0	3	0	2	12
⑤ 筆界特定を紹介した相談	4	3	0	0	2	3	12
⑥ 通路に関する相談	2	4	0	1	0	4	11
⑦ 地積測量図・地図等に関する相談	2	0	0	0	0	1	3
⑧ 越境に対する相談	2	15	6	5	1	8	37
⑨ 官民境界確定に関する相談	1	0	0	0	0	0	1
⑩ 裁判所の民事調停中の相談	1	0	0	0	0	0	1
⑪ 管轄地域以外の相談	1	0	0	0	0	0	1
⑫ 筆界特定後の相談	0	1	0	0	0	0	1
⑬ その他	2	2	1	1	0	6	12
合 計	39	40	15	18	11	39	162

※但し、一つの事前相談に対し、相談内容が一つではないものがあるので、事前相談数とは一致しない。

公 嘱 協 会 だ よ り

理事長 小野原 憲人



新年明けましておめでとうございます。

周囲を見渡してみれば今年のお正月は平穏で静かさを感じました。皆様におかれましては、どのような新年を迎えられましたでしょうか。

昨年の東北大震災、原発事故という未曾有の現実を前に、気持ちを新たにして、新しい年を一步でも前に進もうという思いがあっても、衝撃の大きさに、心の底に重苦しいものが突き刺さっているかのようです。

でも私達、公嘱協会にとって平成24年は、重要な年になります。

この2月・3月には全国の多くの協会が公益法人移行申請をする予定です。

私達公嘱協会は10月頃の申請、平成25年4月1日（もしくは7月1日）の公益法人移行を目指しております。

新しい公益法人制度の中で移行認定を受け、活動していくためには、越えなければならない高いハードルがあります。

震災を経験して、人々の意識、人生観が大きく変わったと言われます。

私達も進んで行かなければなりません。

皆様のご理解とご協力をいただきまして、心を一つにして、乗り越えて行きたいと思っております。

本年も何卒よろしくお願いいたします。

以上

政治連盟だより

会長 坂元 均



新年を迎え、皆様元気で業務に精励されている事と存じます。

12支の中でも特に辰年に寄せる期待は並々ならぬものがある様に感じます。

昨年の大震災による災害復興の遅れ、世界政治経済情勢の不安定さ、国内世情の不安感等々明るい予測の立たない中で特に本年度にかける期待は大きい。

翻って、我々土地家屋調査士にとっては制度の維持発展こそが幸せを育む基本である事に相違はありません。土地家屋調査士政治連盟の活動は、決して華やかな動きが出来るものではありませんが、政治への関心、制度発展のための要望、働きかけの活動を常に維持しなければなりません。

全国調政治連盟及び本県調政治連盟は、それぞれの立場で所謂、「ロビー活動」を通じて目的達成に向け、常に努力しているところです。

全国調政治連盟の動きは、会員の皆さまには「全調政連ニュース」をメール等で都度配信しているところですが、最近の活動報告として一つは、民主党事業仕分け対象事案について、「不動産登記法第14条第1項地図作成作業業務を仕分けのテーブルに乗せる」ところまで行っただが、調査士政治連盟の活動の結果で今回はここからはずして頂く事が出来たと日調連からの報告があった。

二つ目は、数年前からの継続事案である「地域主権戦略大綱」での法務局登記事務の地方自治体への移譲に反対する意を表明する事の活動強化です。

これに関しては、すでに大阪府、神奈川県、富山県、茨城県議会において、地方自治法第99条の規程による本権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣及び内閣官房長官宛）に提出する意見書が全会一致で採択されています。

全国調政治連盟としては、全国各単位政連で推し進める事を要請していますので、本県調政治連盟もその方向で検討しているところです。

私共役員の任期も後半の1年となりました。限られた活動予算、活動方針の中で本年も誠心誠意推進して行きますので皆様のご協力をお願いし、活動の一端をご報告致します。

1. 鹿児島市長を新年慶賀訪問（平成24年1月4日 市長室）

鹿児島県土地家屋調査士会長、公嘱協会理事長及び政治連盟会長ほか其々の役員も同行して森博幸市長と面談し、新年の挨拶を行った。

2. 鹿児島県会議員顧問団新年慶賀訪問（平成24年1月4日 県庁）

顧問団松里団長及び桑鶴事務局長を訪問（名刺にて表敬）した。

3. 鹿児島市議会議員顧問団新年慶賀訪問（平成24年1月4日 議長室、各議員室）

上門秀彦議長（名刺にて表敬）、小森孝文議員、仮屋秀一議員と面談。

4. 以下、経過報告

①平成24年1月4日 常任幹部会（正副会長、幹事長）開催

新年度の事業運営及び三者会議（本会・協会・政連）の協議内容について協議した。

②平成23年11月17日 鹿児島市議会議員顧問団との情報交換会開催
市議団3名、本会、協会、政連役員15名出席のもと、情報交換を行った。

③平成23年11月23日 自民党鹿児島県連主催「政経セミナー」参加
各役員合計12名参加

④平成24年1月4日 保岡興治前衆議院議員事務所新年挨拶訪問

5. 今後の会務予定

①鹿児島県会議員顧問団との協議会開催(1月12日) 司法書士政連と合同

②調政連監査会(1月18日)

③調政連幹部会(2月2日)

④調政連定時大会(2月25日)

⑤全国調政連定時大会(3月14日 於東京)

以上

.....

始良市災害時応急対策の協力に関する基本協定書 調印式の様子



青 調 会 だ よ り

かごしま青年土地家屋調査士会会長 野崎 真也



新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、希望に満ちた新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年は東日本大震災やゲリラ豪雨などの災害により、多くの方々が被災され大変な年となり、普段の何気ない日常が大変ありがたいものだ、と考えさせられる一年となりました。鹿児島も活火山が身近にあり、台風も頻繁にやってきますので、日頃から防災についても気をつけなければなりません。

私事になりますが、調査士を開業して3年が経ちました。少しずつ色々な事を経験してきたつもりではありますが、まだまだ勉強不足だと感じる事が多々ある日々を過ごしています。

昨年は、山中に図根点を探しに行き、山の中で迷い帰り道がわからなくなってしまったことがありました。そのときは他の調査士の先輩方と一緒に作業していた為、携帯電話で連絡を取り合流できたので、何とか大事に至らずに済みました。

このときも経験不足により、山での作業における注意点をよく自覚していなかった為このような失敗をしてしまいました。

このような失敗を踏まえ私が感じるのは、土地家屋調査士は普段個人で仕事をする為、他の調査士の方々の仕事の様子を見ることはできませんが、公共嘱託協会や青調会などがあり、多くの調査士の方々と交流する機会に恵まれている為、他の調査士の方々とコミュニケーションをとることによりたくさんの情報を得る事ができることは、とても素晴らしく貴重な事だと思います。なので、若い方は特に、色々なところに顔を出し多くのことを吸収して、調査士としてまた人間として一緒にレベルアップしていきましょう。

かごしま青年調査士会活動予定

①定期勉強会の実施

今年度は3回の定期勉強会を実施する予定ですので是非ご参加ください。

②レクリエーション活動

例年、鹿児島県青年司法書士会及び鹿児島青年税理士クラブと合同で、ソフトボール大会を実施していますので、多くの方の参加お願いいたします。

また、会員間の交流の場を増やすため、レクリエーションの回数を増やす予定ですのでこちらにも是非ご参加ください。

③九州ブロック青年土地家屋調査士会議

今年は、5月中旬に沖縄での開催の予定ですので参加できる方はよろしくお願いします。

④全国青年土地家屋調査士会議

今年は北海道にて開催されます。また、同時に地籍シンポジウムも開催されますので、こちらにもご参加よろしくお願いします。

⑤桜島 GPS ボランティア活動

鹿児島県土地家屋調査士会・公共嘱託協会と協力して、京都大学・鹿児島大学・東北大学の
行っている、桜島のGPSによる地殻変動の調査のお手伝いをしています。

最後に、まだまだ不景気が続いていますが、龍のごとく上を目指して頑張っていきたいと思います。
本年もよろしくお願いいたします。

九州ブロック協議会懇親会の様子



編集後記

秋号を10月中旬に発行してほっとしたのも束の間、早くも新春号の時期になり、その間に、県立伊佐農林高校への寄附講座(9/20)、始良市との災害協定締結(10/3)、九州ブロック協議会(10/22)などが行なわれ報告書を掲載できなかった代わりに写真を載せます。今回はインターネットが短かったため霧島支部会員を中心にとっても無理な原稿依頼をしました。ご迷惑をお掛けしまして申し訳ありませんでした。快く？お引き受けいただきました方々には感謝申し上げます。その方々の会務に対するご理解の程を痛感しました。ありがとうございました。広報委員会はよりよい広報活動をもって皆様にお返しします。

広報部長 桐原 茂太

新年を向えまた歳を重ねることに鈍感になり、自分の年齢さえ間違ふことがある。“心と思考は若くありたい”と願うのはもう更年期のはじまりだろうか。

理事 田中 亮一

ホームページのリニューアルに向けて進み出しました。これからは、より充実した情報発信源として皆様の役に立てればと思います。

松永 剛知

広報委員として2回目の会報誌の発行に携わりました。皆様からの多数の寄稿がありスムーズな会報誌編集が出来ております。有難うございます。今後もより良い会報誌発行に心がけて頑張りたいと思っておりますので宜しくお願いします。

前杉 竜志

2回目の会報作成で、段取りが大体わかってきました。今後は何か面白いアイデアを出していきたいです。ご協力ありがとうございました。

迫田 圭介

会報かごしまの編集も自身2回目となり、多少慣れてきました。寄稿者の原稿が電子データであるおかげで難なく編集・構成ができます。皆様のご協力のおかげで会報かごしまが出来上がるのだと実感しました。

上小鶴 一善



用紙販売からのお知らせ

時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。

さて、年度末決算（棚卸）の関係上、用紙販売の発送分の申込期日を3月12日（月）迄とさせていただきます。この分につきましては、用紙到着次第、直ちにご入金をお願いします。

つきましては、3月13日（火）以降でも3月28日（水）午前中迄は用紙代金前納のみ受け付けます。（確認のため、お振込次第、郵便・銀行振込用紙をFAX下さい。）振込先は下記のとおりです。

なお、事務局での現金販売は3月29日（木）午前中迄で、4月2日（月）からは従来どおりとさせていただきます。

よろしくご協力方お願いします。

以 上

記

① 郵便振替（3月16日申込分迄）

口座番号 02060-8-45227

② 鹿児島興業信用組合真砂支店（3月28日午前中申込分迄）

口座番号 普通1345561

※振込先 鹿児島市鴨池新町1-3

TEL 099-257-2833

鹿児島県土地家屋調査士会

会 長 谷 口 正 美

用紙 F A X 注文書 (099-256-4337)

平成 年 月 日

鹿児島県土地家屋調査士会

	品 名	仕 様	価 格 (円)	注 文 数
1	不動産調査報告書(手書用) (用紙代470円・比例会費10,000円)	25 枚	10,470	
2	〃 (用紙代 19円・比例会費 400円)	1 枚	419	
3	不動産調査報告書(ワープロ用) (用紙代470円・比例会費10,000円)	25 枚	10,470	
4	〃 (用紙代 19円・比例会費 400円)	1 枚	419	
5	地 積 測 量 図 (B版)	50 枚	1,000	
6	建 物 図 面 (B版)	50 枚	1,000	
7	図 面 (無 地) (B版)	100 枚	1,500	
8	戸 籍 請 求 書 (A版) (申 込 書 必 要)	30 枚	500	
9	領 収 書 ・ 請 求 書 (A版)	50 枚	590	
10	閲 覧 申 請 書 (B版) (一 般 用)	100 枚	370	
11	閲 覧 申 請 書 (B版) (コンピュータ用)	100 枚	370	
12	登 記 完 了 証 用 紙 (A版)	10 枚	350	
13	表 示 登 記 済 証 書 表 紙 (A版)	50 枚	650	
14	事 件 簿 (A版)	50 枚	380	
15	共 同 担 保 目 録 継 紙 (B版)	50 枚	630	
16	取 下 書 (B版)	100 枚	530	
17	フ ァ イ ル (A版)	1 冊	550	
18	登 記 識 別 情 報 シ ー ル	10 枚	130	
19	バ ッ ジ (会 員)	1 個	1,000	
20	名 刺 (表 裏 カ ラ ー)	100 枚	1,500	
21	杭 (A - 4 5) 45×45×450 (mm)	⊕ ⊖ ☑ 1 本	195	
22	杭 (A - 6 0) 45×45×600 (mm)	⊕ ⊖ ☑ 1 本	235	
23	杭 (B A - 6 0) 70×70×600 (mm)	⊕ ⊖ ☑ 1 本	335	

※杭の頭部のマークは⊕ ⊖ ☑の3種類がありますので、必ずいずれかに○をして下さい。

〒
住所
TEL
氏名

お知らせ

鹿児島地方法務局 徳之島出張所
沖永良部出張所
与論出張所 の廃止について

鹿児島地方法務局

これまで、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町の登記事務（不動産登記等）は、鹿児島地方法務局徳之島出張所、同沖永良部出張所及び同与論出張所で取り扱ってきましたが、同3出張所は、平成24年1月30日（月）をもって廃止されるため、同日から鹿児島地方法務局奄美支局において取り扱うことになります。

なお、オンラインでの各申請、請求も可能ですが、詳しいことは、下記の法務局にお問い合わせください。

記

鹿児島地方法務局

鹿児島市鴨池新町1番2号

Tel 099-259-0680

鹿児島地方法務局奄美支局

奄美市名瀬入舟町23番1号

Tel 0997-52-0376

鹿児島地方法務局徳之島出張所（※平成24年1月27日まで）

大島郡徳之島町亀津553番地1（徳之島合同庁舎）

Tel 0997-82-0206

鹿児島地方法務局沖永良部出張所（※平成24年1月27日まで）

大島郡和泊町大字和泊12番地2

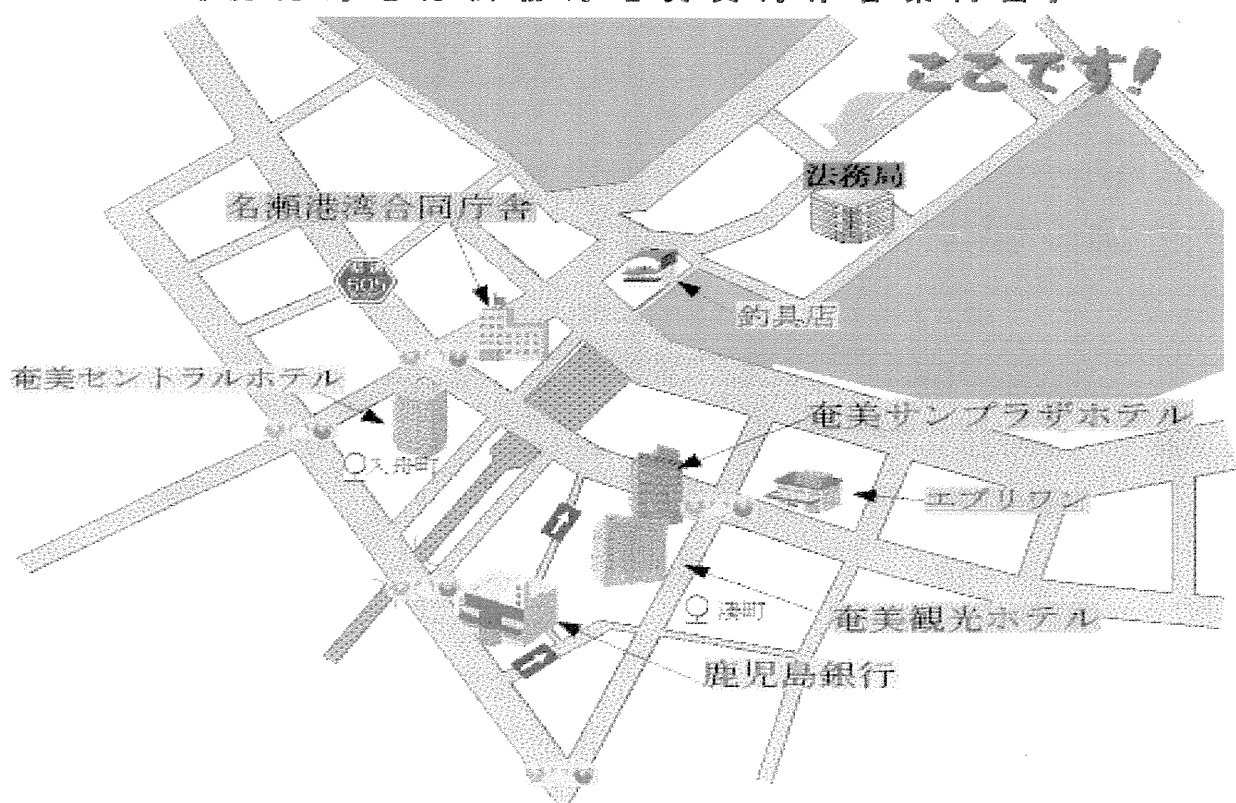
Tel 0997-92-0136

鹿児島地方法務局与論出張所（※平成24年1月27日まで）

大島郡与論町大字茶花2323番地1

Tel 0997-97-2028

《鹿児島地方法務局奄美支局庁舎案内図》



日本土地家屋調査士会連合会共済会取扱

損害保険ご紹介

数々の危険からあなたをお守りしたい
桐栄サービスの願いです

職業賠償責任保険

会員または補助者が業務遂行にあたり法律上の賠償責任を負い、損害賠償金を支払わなくてはならないときに役立ちます。

団体所得補償保険

保険期間中に病気・ケガによって就業不能となった場合、1か月につき補償額をお支払いする制度です。(最長1年間)

団体傷害疾病保険

保険期間中、国内外を問わず
1) 日常生活におけるさまざまな事故によるケガを補償します。
2) 病気による入院を日帰り入院より補償します。

測量機器総合保険

会員が所有し管理する測量機器について業務使用中、携行中、保管中等の偶発の事故を補償します。

集団扱自動車保険

会員皆様の自動車はもとより補助者の方のマイカーも加入できます。

損害保険代理店 有限会社 桐栄サービス

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館6階

TEL : 03-5282-5166

FAX : 03-5282-5167

上記のものは各種保険の概要をご説明したものです。詳細は弊社までお問合わせをお願い致します。

土地家屋調査士会
会員の皆様

取扱保険種目のご案内

弊社は、下記保険種目を取り扱っております。是非ご用命下さい。

1. 火災保険
2. 傷害保険
3. 生命保険
4. 医療保険
5. ガン保険
6. 自動車保険
7. 賠償責任保険
8. 所得補償保険

損害保険・生命保険代理店
有限会社 AFI コンサルタント
川畑 秀世
〒890-0036 鹿児島市田上台2-45-8
TEL099-264-6164 FAX099-264-6684

■ 会社案内・営業案内 ■

住所／鹿児島市吉野町10779-95 TEL (099) 246-3079 FAX 244-6828

有限会社 シー・エス・ジー

販売・セッティング・操作指導・保守・修理

■ CADシステム ■

土地家屋調査士・測量設計

アイサンテクノロジー(株) “Wing Neo”シリーズ

福井コンピュータ(株) “BLUE TREND”シリーズ

■ 司法書士専用システム ■

株式会社 リーガル “樞”シリーズ

■ 測量機器 ■

光波測量機・測量資材等



土地家屋調査士システム

新オンライン対応版 “^{しるす}表”



“^{しるす}表” から
ダイレクトオンライン申請。



新オンライン申請システムに対応した新しい“表”が登場しました。法務省の全面的な仕様公開により申請用総合ソフトを利用することなく司法書士システム“表”だけでオンライン申請情報の作成から電子署名、送信、電子納付、電子公文書の受領まで完結します。飛躍的に便利になるオンライン申請を是非ご体験下さい。



新オンライン対応版“表”のここがすごい!

- ① “表”からダイレクトオンライン申請
- ② 申請見張り番機能
- ③ 登記完了証自動奥書付与機能
- ④ 電子公文書自動検証機能



オンライン申請による
登記完了証「書面」交付まで
申請データセットの
電子署名検証機能搭載



法律とコンピューター

株式会社リーガル®

本社 〒791-2112 愛媛県伊予郡砥部町重光248番地3
TEL: 089(957)0494 FAX: 089(957)0471

ホームページ <http://www.legal.co.jp>

◆取扱店



有限会社 シー・エス・ジー

鹿児島市吉野町10779番地95

Tel 099-246-3079 Fax 244-6828

杭

1978年…「勿体ない」の精神で木杭の製造販売を始めて33年。厳しい社会情勢の中、皆様の御陰で「マルコー」元気に商売させて頂いております。これから益々、社員一丸頑張ってまいりますので、今後とも何卒御最顧下さい。

現在取引の無いお客様も、是非！御見積だけでもお声掛けて頂けましたら、本当に嬉しく思います。

株式会社 マルコー
代表取締役 小筋 浩

杭の事なら…リプロ&カクマル代理店

株式会社 マルコー

鹿児島市東開町13番地15

TEL 099-269-2220

FAX 099-269-2204

Hisanaga

株式会社 久永

鹿児島市上荒田町26-24
TEL 099-258-3111

TOPCON

イメージングステーション IS

- ・測量機からの画像を手元で確認！
- ・画像を使って旋回、視準、観測、記録が可能！



IS IMAGING STATION
CAPTURE REALITY

ハンドヘルドGNSS受信機 GRS-1

- ・究極にコンパクト2周波GNSS受信機！
- ・ネットワーク型RTKに最適。携帯通信モジュール内蔵



GRS-1
ハンドヘルドGNSS受信機

SOKKIA

SRX

自動追尾/自動視準・
トータルステーション

フリースタイル宣言

めざしたのは、完全なリモートコントロール。

- ・リモートキャッチャーからサーチ光を照射し、素早いロスト復帰が可能
- ・ソキア独自の高精度360°プリズムで、安定した観測精度を実現



TOPCON

車載型3D空間情報取得システム IP-S2 Lite

- ・走行するだけで、地理空間データを取得！
- ・走行路線周辺の3DCG作成、GISとの融合



IP-S2 Lite
モバイルマッピングシステム

<http://www.kk-hisanaga.com>
Hisanaga 株式会社 久永

営業品目：測量機器販売・レンタル、測量システム、IT・OA
ソリューション提案、オフィスファニチャートータル提案
取扱メーカー：福井コンピュータ、アイサンテクノロジー
トプコン、TJMデザイン、オカムラ、リコー

各営業所 川内営業所 鹿屋営業所
大島営業所 国分営業所



**測量機の 販売・レンタル
修理・校正**

確かな品質と、信頼の久永へ!!常時5名のスタッフが修理、校正しています。ISO9001認証取得企業です。

Leica System1200

Geosystems



アプリケーション 「座標システムの決定」

座標システムの決定は、標定に使う基準点を実際に観測し、
現場に合った座標系を簡単に作成することができます！

20:56

座標システム

ステップ 4: 残差の確認

WGS84の点	X	Y
TA.12-2	0.020!	-0.004
K-14	0.006	0.009!
K-17	-0.018	0.004
K-15	-0.008	-0.008

決定 結果 詳細

現地に最もマッチする現場独自の座標系が現場で簡単に作成

既知点は任意座標、旧日本測地系座標でも問題なく

任意座標 または旧日本測地系座標で杭打ちや復元作業可能

座標システムはライカだけのシステムです。

座標システム



・GPS1200



・SmartStation



・TPS1200



・SmartRover

現場において即座に基準点のチェックが可能！

GPSを現場で使ってみたい、実際 現場で杭を探して見たい』等の要望があれば、
日時打ち合わせの上、デモをさせて戴きます。

ご気楽に声をお掛け下さい。お待ちしております。

測量機械の点検調整、修理もお任せ下さい

(株) 友信商会

鹿児島市鷹師2丁目3-5

TEL 099-255-8191

FAX 099-214-8151

スケジュール
管理

顧客管理

受託・事件
管理

登記関連
書類作成

事件管理から登記申請まで、事務作業はこれ1本!

報酬関連
事務支援

オンライン
申請

不動産調査
報告書作成

写真編集・管理



TREND REGIC

土地家屋調査士事務支援システム【トレンドレジック 2013】

さらなる新機能が搭載された「TREND REGIC 2013」2012年2月リリース!

スケジュール管理

受託データごとに予定項目や日報の入力ができます。予定項目の一覧表示/印刷もでき、日報から作業報告書を作成することもできます。



見積・請求・領収書作成※

事件データ毎に報酬額計算書を作成、それを基に、見積書～請求書～領収書を一貫して作成することができます。事件簿や年計表へも連動します。



事件簿・年計表作成※

事件データの申請人や登記の目的と報酬額の情報から、年ごとの事件簿の作成ができ、さらに事件簿の集計から年計報告書が作成できます。



※オプションプログラムの機能となります。

福井コンピュータ株式会社 www.fukuicompu.co.jp

■ 鹿児島営業所 / 〒892-0846 鹿児島市加治屋町15-5 鹿児島MKビル4F

Tel.099-222-5011・Fax.099-222-5031

■ 本社 / 〒910-8521 福井県福井市高木中央1-2501 Tel.0776-53-9200・Fax.0776-53-9201

福井コンピュータホームページにて
動画を公開中!!

●詳しくは

福井コンピュータ

検索

※TREND REGIC製品ページでご覧いただけます。

新刊書籍のご案内

事務所運営と合理的な報酬のあり方を考えるための実用書。



ガイドンス 土地家屋調査士報酬

CD-ROM付

鈴木 修・佐川祐介・吉崎英司・岩倉弘和・餅田慎治 著

A5判 定価5,460円(税込) 平成23年11月刊 ISBN978-4-8178-3964-0

- 土地家屋調査士と依頼者の双方が納得できる報酬を算定するための、原価計算の基本から報酬算定の根拠までを詳しく解説しています。
- 主要事件別の報酬算定の根拠とその考え方や注意点を、Q&Aでわかりやすく説明しています。
- 依頼者への対応の方法も紹介しています。
- 報酬算定に参考となる、各種統計等の資料も収録しています。
- 付属のCD-ROMでは、原価のシミュレーションや、それを踏まえた見積書や請求書・領収書を作成でき、事件管理も行えます。

日調連オンライン登記推進室メンバーを中心とした有志によるQ&A集。



Q&A 表示登記オンライン申請の実務

表示登記オンライン申請実務研究会 編著

A5判 定価3,570円(税込) 平成23年11月刊 ISBN978-4-8178-3959-6

- オンライン申請を利用する際の疑問点、留意点等をQ&A形式でわかりやすくまとめました。
- 幅広いレベルの方に有用な実務解説書です。
- 図像を参照しながら、方法を順に沿って解説しています。
- Q&Aとは別に、申請用総合ソフトの便利な利用方法等をワンポイントとして収録しています。

正確な添付情報作成に役立つ「土地家屋調査士のための」実務解説書。



表示登記添付情報作成の実務 地積測量図・調査報告情報

國吉正和 監修 内野篤 著

B5判 定価2,940円(税込) 平成23年11月刊 ISBN978-4-8178-3956-5

- 業務の流れを、「資料収集～現地調査～立会～境界の特定」といった実作業に沿って、簡潔かつ具体的に解説しています。
- 具体的な測量図面(2色刷)を掲げて、地積測量図作成の方法を解説しています。
- 調査報告情報の記載方法についても、実書面上でわかりやすく解説しています。
- 震災後の実務についての通達・留意点等にも言及しています。

実務に即した文例で、間違いやすいポイントがすぐ分かる。

これだけは知っておきたい 公用文の書き方・用字用語例集

渡辺秀喜 著

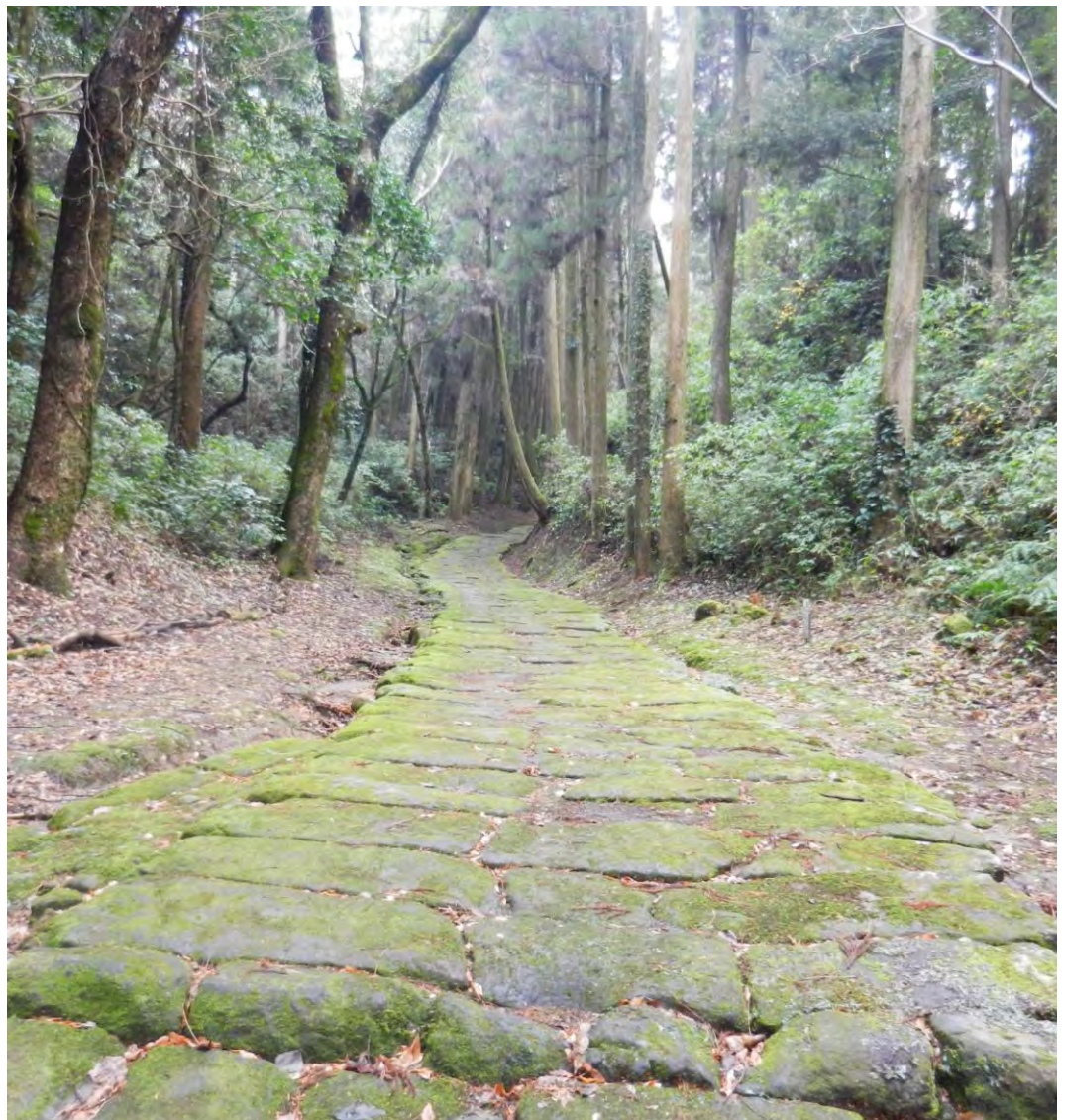
B5判 定価2,415円(税込) 平成23年10月刊 ISBN978-4-8178-3958-9

- 法令の改正や通達等の起草を担当してきた著者の経験から生まれた一冊です。
- 実務に即した文例で、読みやすい文書を作るポイントが、よく分かります。
- 用字用語例集(類似語を含む)は、約7500語を掲載しています。
- 項目が細分化されているので、知りたい・間違いやすいポイントをすぐ見つけることができます。
- 巻末資料として、外来語・外国語の取扱用字例集、改訂常用漢字表も掲載しています。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 詳しい情報は当社ホームページで/
営業部 TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 <http://www.kajo.co.jp/>





大口筋 龍門司坂（たつもんじざか）

始良市加治木町にある苔むした石畳の風情が美しい坂道。約500mを当時の状態で観ることができる。石畳の平均幅約4m、最大幅約7m。石畳はあまり段差をつけられていないのが特徴。

NHK大河ドラマのロケも行われている。（翔ぶが如く・篤姫・龍馬伝）

「歴史の道百選」に選定され、国指定史跡にもなった。

発行所	鹿児島県土地家屋調査士会
編集者	広報委員会
所在地	鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル1階
電話	099-257-2833
FAX	099-256-4337